

# 米国トランプ政権の 関税政策の要旨

～相互関税、自動車および中・大型トラック・同部品、  
鉄鋼・アルミ・銅・木材、半導体、  
カナダ・メキシコ・中国・日本～

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課（北米班）

2026年2月19日

# 主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧 (2026/2/7~)

原産国・地域

(注1)

対象品目								左記以外の国・地域	
鉄鋼・アルミ製品 (および派生品)	計60%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	
鉄鋼・アルミ関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	
IEEPA関税 (特定国対象)	10%							英国は25%	
						関税割当の設定を検討			
自動車および同部品	計35%	計25%	計25%	計25%	計25%	計15%	計15%	計25%	
自動車・同部品関税	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25%	
IEEPA関税 (特定国対象)	10%	USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除					英国は年間10万台まで10%、 日本・EU・韓国はMFN税率を含め15%		
中・大型トラックおよび同部品 (注2)	計35%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	計25%	
中・大型トラック同部品関税	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	
IEEPA関税 (特定国対象)	10%	USMCAの自動車原産地規則を満たす中・大型トラックは非米国産部分のみ関税適用 中・大型トラック部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除							
銅 (派生品・半製品)	計60%	計85%	計75%	計50%	計50%	計50%	計50%	計50%	
銅関税	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%	
IEEPA関税 (特定国対象)	10%	35%	25%						

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される

(注2) 米国関税分類表 (HTSUS) 8702に分類されるバスなどには10%の関税が賦課される

(注3) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法 (IEEPA) を根拠法に発動 (出所) 米国政府発表資料などから作成、2026年2月19日時点

# 主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧 (2026/2/7~)

(注1)

原産国・地域

対象品目								左記以外 の国・地域	
	計20%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%	計10%	
木材・ 製材	木材・製材 関税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%							
木材 製品 <small>(ソファなど 布張りの木材製品、 キッチンキャビ ネット、洗面化粧 台および同部品)</small>	木材製品 関税	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%	2027年1月1日に関税率を引き上げ予定			英国は10%、日本・韓国・EUは MFN税率を含め15%			
半導体 <small>(特定の仕様 を満たす 製品)</small>	半導体 関税	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%							
上記以外 の品目	相互 関税	計20%	計35%	計25%	計50%	計25%	15% または MFN税率	15% または MFN税率	合計は国・ 地域に より異なる
	IEEPA関税 (特定国対象)	10%	12%	12%	10%	25%	15%~	15%~	7/31付 大統領令に 基づく税率
			IEEPAカナダ・メキシコ関税適用中は免除						
		うち10%ベース ライン関税のみ適用中		USMCA原産地規則を満たす製品は適用免除					
			35% エネルギー製品は10%	25%	40% 対象外品目あり、 7/30付大統領令 Annex I 参照				
						日本・EU・韓国・スイスは MFN税率<15%→15% MFN税率>15%→MFN税率 ※EUの一部品目についてはMFN関税のみが適用			

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(注2) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は国際緊急経済権限法 (IEEPA) を根拠法に発動 (出所) 米国政府発表資料などから作成、2026年2月19日時点

### 3 | 日米関税合意（7月22日）の概要

- トランプ大統領は米国時間7月22日、**日本との関税協議で合意に至ったと表明**。日本政府も日本時間7月23日、合意を発表。**日本の相互関税率は7月31日の大統領令で15%に引き下げ（8月7日～）決定**。
- トランプ政権は、米国の対日輸出と日本の対米投資の拡大とあわせて、新たな関税枠組みは日米貿易に均衡をもたらすのに役立つと評価。

	合意の内容
米国の関税措置	<ul style="list-style-type: none"><li>■ <b>日本に対する相互関税率を25%から15%に引き下げ</b>。</li><li>■ 一般関税率（MFN税率）が15%未満の品目にかかる税率は、<b>MFN税率と相互関税を合わせて15%</b>。MFN税率が15%以上の品目は、MFN税率のみ適用され、相互関税は適用されない。</li><li>■ 8月7日以降に徴収される相互関税のうち、<b>日米間の合意を上回る部分</b>について、<b>8月7日にさかのぼって払い戻し（遡及効）</b>がされると、米側より説明あり。</li><li>■ 1962年通商拡大法232条に基づく<b>自動車・同部品に対する25%の追加関税</b>を、<b>MFN税率を含めて15%</b>に引き下げる大統領令が、<b>相互関税に関する大統領令の修正と同じタイミング</b>で発出されると、米側より説明あり。</li><li>■ 半導体や医薬品に分野別関税が課される場合、日本が他国に劣後する扱いとはならない。</li></ul>
日本の対米投資	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、人工知能（AI）・量子など経済安全保障上、重要な分野について、日米が共に利益を得られる強靱（きょうじん）なサプライチェーンを米国内に構築していくため、緊密に連携。</li><li>■ 日本企業が関与する医薬品や半導体などの重要分野での対米投資を促進すべく、<b>日本の政府系金融機関が最大5,500億ドルの出資・融資・融資保証を提供</b>することを可能に（出資の際の日米の利益配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする）。</li></ul>
日本の対米輸入	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 日本はバイオエタノール、大豆、トウモロコシ、肥料などを含む米国農産品、半導体、航空機などの購入を拡大。</li><li>■ コメについて、年間77万トン程度を無税で輸入する現行のミニマムアクセス（最低輸入量）の枠内で、日本国内の需給状況なども勘案しつつ、米国からの調達を増やす。</li><li>■ 今回の合意には農産品を含めて日本側の関税率引き下げは含まず。</li></ul>

（出所）日米両政府の発表（2026年2月19日時点）

## 4 | 日米関税合意に基づく対米投資の主な内容

- 日本の高市早苗首相と米国のトランプ大統領は10月28日、日米首脳会談を実施。
- 米国側は日米関税合意(7月22日)の内容の1つである対米投資に関するファクトシートを公表し、日米両国が関心を有しているプロジェクトの分野を明らかにした。

### 日米両国が関心を有している対米投資プロジェクトの分野

エネルギー	<ul style="list-style-type: none"><li>■ AP1000原子炉およびBWRX-300など小型モジュール式原子炉（SMR）の建設</li><li>■ 発電所、変電所、送電システムなどの大規模な電力および産業インフラにおけるプロジェクト管理、エンジニアリング、調達、建設サービスの提供</li><li>■ 送電網の電化および安定化システムに対するガスタービン、蒸気タービン、発電機など大型電力機器の供給</li><li>■ 大規模電力インフラ構築のための仕様、設計、調達、組立、統合、運用、メンテナンスの設計・開発</li><li>■ 電力インフラ向けの冷却装置、空調システム、冷却液配分ユニットを含む熱冷却システムおよびソリューションの供給</li><li>■ 天然ガス送電およびそのほかの電力インフラサービスの提供</li></ul>
AI向け電源開発	<ul style="list-style-type: none"><li>■ AI 向けの電源開発（ガス火力、原子力）の検討</li></ul>
AIインフラの強化	<ul style="list-style-type: none"><li>■ データセンター向け機器および発電システム、ならびにトランスフォーマーなどの電力インフラの供給</li><li>■ バックアップ電源およびエネルギー貯蔵システム（ESS）向け製品や先進的電子部品の供給</li><li>■ ESS、そのほかの電子機器・先端電子部品の供給</li><li>■ 光ファイバーケーブルの供給</li><li>■ データセンター用変圧器など変電設備機器、パワーモジュールの供給</li></ul>
重要鉱物など	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 米国西部の銅製錬・精錬施設の建設</li><li>■ グリーンフィールドのアンモニアおよび尿素肥料施設の建設</li><li>■ 高圧・高温によるダイヤモンド砥粒製造施設の建設</li><li>■ 米国南部の船舶航路の改善 （載貨重量10万トンクラスの原油タンカーの対応を可能にする浚渫（しゅんせつ）・拡幅を含む）</li><li>■ リチウム鉄リン酸塩の生産施設の建設</li></ul>

# 5 | 日米関税合意に基づく関税引き下げの概要

- トランプ大統領は米国時間9月4日、日米合意を履行する大統領令を公表。**相互関税と自動車・同部品関税を日本政府の発表内容どおりに修正・引き下げ**。民間航空機・同部品には相互関税などは課さない。
- **相互関税の修正は8月7日に遡って適用。自動車・同部品、民間航空機・同部品に対する関税の修正は、9月16日から適用**。米国税関は9月15日、関税修正に関するガイダンスを公表。

大統領令に基づく関税引き下げの内容	
相互関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>一般関税率（MFN税率）と合わせて15%。MFN税率が15%以上の品目に相互関税は課されない。</b></li> <li>■ <b>関税率の修正は米国東部時間2025年8月7日午前0時1分以降の輸入に遡って適用</b>。余分に支払った関税は、米国税関・国境警備局（CBP）による標準的な還付手続きに従い還付される。CBPは関税が支払われる前の申請を求めており、可能な限り通関後10日以内の申請を推奨（注1）。 （注1）関税を支払った後でも、関税清算前であれば事後修正（PSC）、清算済みの場合は異議申し立て（protest）が可能。PSCの詳細はCBPのウェブサイト、<a href="#">ユーザズガイド</a>を参照。異議申し立ては、清算から180日以内に輸入者、代理人または弁護士がCBPに対して行える。通常、<a href="#">CBPフォーム19</a>というフォーマットが利用される。詳細はCBPのウェブサイト参照。</li> <li>■ MFN税率が従量税や混合税の場合、MFN税率に基づいて支払う関税額をその品目の関税評価額で割って従価税に換算した関税率を算出する（注2）。 （注2）例えば、MFN税率が50セント/kgの従量税、1kgの関税評価額が10ドルの場合、従価換算関税率は50セント÷10ドル（1,000セント）=5%となる。</li> <li>■ 適用除外品目など関税率以外の内容は変更なし。</li> <li>■ <b>商務長官は、米国内で入手不可能（または米国内需要を満たすのに十分な規模で入手不可能）な天然資源、ジェネリック医薬品（原料、化学前駆体含む）に関して、日本産品に対する相互関税率をゼロに修正する権限を有する</b>。関税率の修正時期と対象品目は、米国の国益や大統領令の目的などに鑑みて決定する。</li> </ul>
自動車・同部品関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税を合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。</b></li> <li>■ 関税率の修正は、<b>米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用</b>。</li> <li>■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。</li> </ul>
航空機・同部品	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>WTOの民間航空機貿易に関する協定の対象品目（全ての民間航空機やその部品など。無人航空機は除く）は、相互関税、鉄鋼・アルミニウムおよび銅に対する232条関税の対象外</b>。</li> <li>■ 関税率の修正は、<b>米国東部時間2025年9月16日午前0時1分以降の輸入に適用</b>。</li> <li>■ 既に支払った関税の還付手続きは定められていない。</li> </ul>

## 6 | 相互関税の概要

	詳細
いつから？	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税適用（既存（4/5より前）の関税率+10%）。</li> <li>② 4月9日午前0時1分から、57カ国・地域に対してはそのベースライン関税をそれぞれ設定した関税率まで引き上げられたが、4月10日午前0時1分から、引き上げが一時停止。</li> <li>③ <b>米東部時間8月7日午前0時1分から大統領令（7月31日）附属書1（Annex I）に列挙した69カ国・地域について、それぞれ設定した関税率まで引き上げ。</b></li> <li>④ <b>日本に対する相互関税率は、7月22日の日米合意を経て、最終的に15%と設定。</b>（注）</li> <li>⑤ 中国には報復合戦を経て4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、うち10%のみ適用。残り24%は2026年11月10日まで適用停止期間を再延長（<a href="#">大統領令（5月12日）</a>、<a href="#">大統領令（8月11日）</a>）、<a href="#">大統領令（11月4日）</a>。</li> </ul>
対象外品目は？	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>カナダまたはメキシコ産品</b>：両国に対しては3月4日以降賦課している、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税を課している間は、相互関税は適用されない。なお、<b>8月1日から、IEEPAに基づくカナダ産品への関税率は35%へ引き上げられた（エネルギー製品など一部対象外品目を除く）。</b></li> <li>■ <b>1962年通商拡大法232条</b>で追加関税対象の<b>鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品、銅製品、木材製品、中、大型トラック・同部品</b></li> <li>■ 大統領令（4月2日）附属書2に列挙されている <b>医薬品、半導体、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品、農産品</b>など ※4月5日に遡及して<b>スマホ等</b>を対象外に追加、大統領令（9月8日、11月14日）で附属書2を一部修正</li> <li>■ 大統領令（9月8日）で定められた各国・地域との最終合意により対象外とする可能性のある品目のなかで、実際に対象外とされた品目。大統領令（9月8日）で定められた品目は、大統領令（11月14日）で一部修正。</li> <li>■ 寄付品など、出版物などの情報資料</li> <li>■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品</li> <li>■ （製品の米国産部分のみは適用対象外に）製品の価値の20%以上が米国原産の品目</li> <li>■ （10%のベースライン関税を超える部分のみ適用対象外に）8月7日より前に船積みされ、10月5日午前0時1分より前に米国で通関または消費のため倉庫から引き出された品目</li> </ul>

（注）EUおよび日本は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。

（出所）米国政府公開資料（[大統領令（4月2日）](#)、[ファクトシート](#)、[大統領令（7月31日）](#)、[大統領令（9月5日）](#)、[大統領令（11月14日）](#)）、[スマホ等除外の大統領覚書／米税関ガイダンス](#)）、2026年2月19日時点

## 7 | 相互関税の対象は約70カ国・地域

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令で、下記の相互関税率が示された。これらの関税率は米東部8月7日午前0時1分から適用。それより前に通関した場合、一律10%のベースライン関税のみが適用される。
- 日本の相互関税率は24%と設定されていたが、15%に引き下げられた。**

米政府から発表されている各国・地域に対する相互関税率

国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率	国・地域	相互関税率
アフガニスタン	15%	インド	25%	北マケドニア共和国	15%
アルジェリア	30%	インドネシア	19%	ノルウェー	15%
アンゴラ	15%	イラク	35%	パキスタン	19%
バングラデシュ	20%	イスラエル	15%	パプアニューギニア	15%
ボリビア	15%	<b>日本 (注)</b>	<b>15%</b>	フィリピン	19%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	30%	ヨルダン	15%	セルビア	35%
ボツワナ	15%	カザフスタン	25%	南アフリカ共和国	30%
ブラジル	10%	ラオス	40%	韓国	15%
ブルネイ	25%	レソト	15%	スリランカ	20%
カンボジア	19%	リビア	30%	スイス	15%
カメルーン	15%	リヒテンシュタイン	15%	シリア	41%
チャド	15%	マダガスカル	15%	台湾	15%
コスタリカ	15%	マラウイ	15%	タイ	19%
コートジボワール	15%	マレーシア	19%	トリニダード・トバゴ	15%
コンゴ民主共和国	15%	モーリシャス	15%	チュニジア	25%
エクアドル	15%	モルドバ	25%	トルコ	15%
赤道ギニア	15%	モザンビーク	15%	ウガンダ	15%
欧州連合 (EU、注)	15%	ミャンマー	40%	英国	10%
フォークランド諸島	10%	ナミビア	15%	バヌアツ共和国	15%
フィジー	15%	ナウル	15%	ベネズエラ	15%
ガーナ	15%	ニュージーランド	15%	ベトナム	20%
ガイアナ	15%	ニカラグア	18%	ザンビア	15%
アイスランド	15%	ナイジェリア	15%	ジンバブエ	15%

(注) EUおよび日本は、MFN税率を含めた関税率が15%となるように設定。MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。

(出所) 米政府公開資料 (大統領令 (7月31日) Annex Iなど)、2026年2月19日時点

## 8 | 迂回輸出への取り締まりも強化

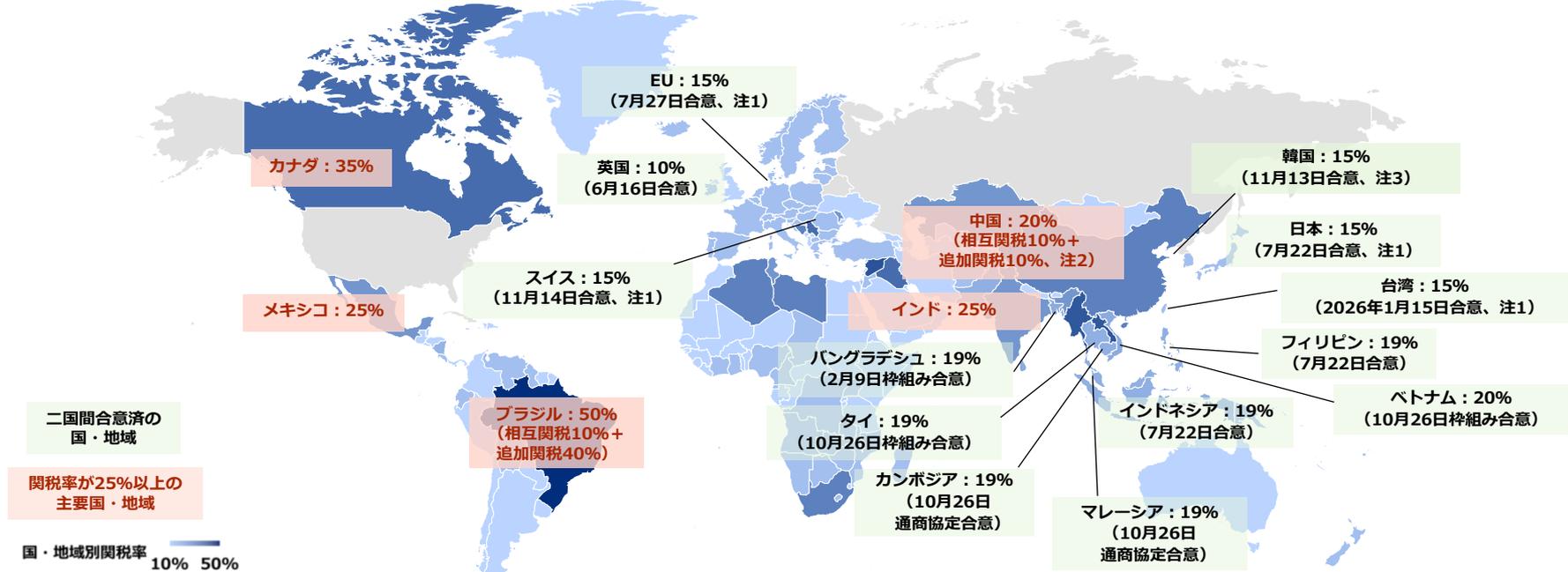
- 7月31日発表の大統領令では、迂回輸出への取り締まりも強化すると発表。
- 米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合、**米国東部時間8月7日午前0時1分から40%の相互関税を適用するとした。**

	内容
対象となる場合	•米国税関・国境警備局（CBP）が相互関税を回避するために迂回輸出されたと判定した場合
適用される措置	•原産国の製品に適用される追加関税率に代わる、40%の相互関税 •罰金、罰則、手数料など •製品の原産国に適用されるそのほかの関税など ※関税回避のために積み替えられた輸入品に対して課された罰則の軽減や免除は認めない
適用開始時期	米国東部時間8月7日午前0時1分～ ※米東部8月7日午前0時1分より前に船積みされ、米東部10月5日午前0時1分より前に通関した場合は対象外。
米国政府の今後の対応	•商務長官、国土安全保障長官は米国通商代表部と協議の上、米国税関・国境警備局長官を通じて、迂回スキームに利用された国・地域や施設の一覧を6カ月ごとに公表する

# 各国・地域の追加関税率と合意内容

- 7月31日発表の相互関税に関する大統領令により**69カ国・地域**に対し10～41%の関税を賦課。
- 中国、ブラジルについては、相互関税に加えて別の大統領令を通じて追加関税を賦課。
- カナダ、メキシコについては、別の大統領令を通じて追加関税が賦課。
- 一部国・地域は大統領令発表前に関税措置の内容について二国・地域間合意。一方、詳細については二国・地域間で齟齬も。

## 各国・地域の追加関税率、合意済の国・地域



提供元: Bing  
© Australian Bureau of Statistics, GeoNames, Geospatial Data Edit, Microsoft, Navinfo, Open Places, OpenStreetMap, Overture Maps Foundation, TomTom, Zenrin

- (注1) EUおよびスイス、日本、台湾からの輸入品に対する追加関税率は、米国調関税表（HTSUS）の一般税率（MFN税率）が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。
- (注2) 中国原産品の一部品目は1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。
- (注3) MFN税率（米韓自由貿易協定を適用する場合はその税率）が15%未満であれば合計税率が15%になるよう追加課税し、15%以上であれば追加関税は課されない。
- (出所) 米国政府発表資料、トランプ大統領SNS、各国政府発表資料などから作成（2026年2月19日時点）

# 10 | 自動車、中・大型トラックおよび同部品関税の概要

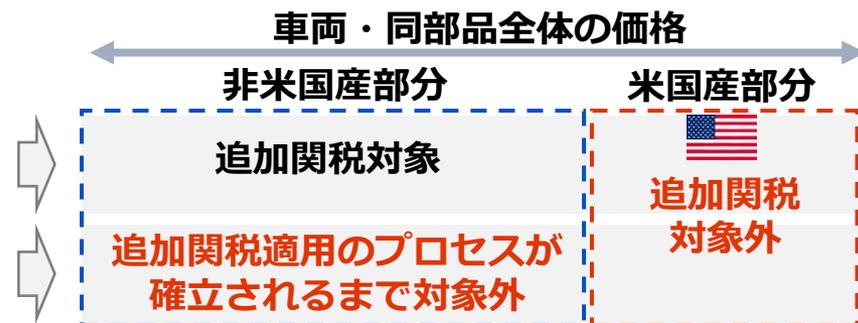
- トランプ政権は、1962年通商拡大法232条に基づき、4月3日から自動車、5月3日から自動車部品、11月1日から中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは10%）に25%の追加関税を発動。
- **日本に対する自動車・同部品関税は、日米合意を受けた9月4日付の大統領令に基づき、9月16日から一般関税率（MFN税率）を含めて15%に引き下げ。**

自動車・同部品		中・大型トラック	
追加関税率	25%（注） ※日本への関税率は9月16日以降、MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%、MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない	25% ※米国関税分類表（HTSUS）8702に分類されるバスなどには10%の追加関税を課す	
適用開始時期	自動車	米国東部時間4月3日午前0時1分以降に通関する製品	中・大型トラック
	同部品	米国東部時間5月3日午前0時1分以降に通関する製品	同部品
対象品目	自動車	乗用車〔セダン、SUV、クロスオーバーSUV、ミニバン、カーゴバン〕、小型トラック	中・大型トラック
	同部品	エンジン・同部品、トランスミッション・パワートレイン部品、電子部品など	同部品
			米国東部時間11月1日午前0時1分以降に通関する製品
			大型ピックアップ・引っ越し・貨物・ダンプトラック、18輪トレーラー用トラクターなど
			エンジン、トランスミッション、タイヤ、シャーシなど

## 救済規定の適用対象

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、  
中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどは除く）

USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車、  
中・大型トラック部品（ロックダウンキットは除く）



（注）EUへの関税率も、8月1日以降MFN税率が15%未満の場合はMFN税率と232条関税合わせて15%。MFN税率が15%以上の場合は232条関税は課されない。

英国の自動車は年間10万台までMFN税率を含めて10%の関税を適用、10万台を超える分は25%の関税を適用する。

（出所）米国政府公開資料（自動車）、米国政府公開資料（英国）、米国政府公開資料（EU）、米国政府公開資料（日本）、米国政府公開資料（中・大型トラック）、2026年2月19日時点

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.

ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず

# 11 | 自動車・同部品関税のHTSコードおよびガイダンス

## 追加関税対象となる自動車のHTSコード

8703.22.01	8703.23.01	8703.24.01	8703.31.01	8703.32.01	8703.33.01
8703.40.00	8703.50.00	8703.60.00	8703.70.00	8703.80.00	8703.90.01
8704.21.01	8704.31.01	8704.41.00	8704.51.00	8704.60.00	

## 追加関税対象となる自動車部品のHTSコード

4009.12.0020	4009.22.0020	4009.32.0020	4009.42.0020	4011.10.10	4011.10.50	4011.20.10	4012.19.40
4012.19.80	4012.20.60	4013.10.0010	4013.10.0020	4016.99.6010	7007.21.51	7009.10.00	7320.10
7320.20.10	8301.20.00	8302.10.30	8302.30	8407.31.00	8407.32	8407.33	8407.34
8408.20.20	8409.91.1040	8409.99.1040	8413.30.10	8413.30.90	8413.91.10	8413.91.9010	8414.30.8030
8414.59.30	8414.59.6540	8414.80.05	8415.20.00	8421.23.00	8421.32.00	8425.49.00	8426.91.00
8431.10.0090	8471	8482.10.10	8482.10.5044	8482.10.5048	8482.20.0020	8482.20.0030	8482.20.0040
8482.20.0061	8482.20.0070	8482.20.0081	8482.40.00	8482.50.00	8483.10.1030	8483.10.30	8501.32
8501.33	8501.34	8501.40	8501.51	8501.52	8507.10	8507.60	8507.90.40
8507.90.80	8511.10.0000	8511.20.00	8511.30.0040	8511.30.0080	8511.40.00	8511.50.00	8511.80.20
8511.80.60	8511.90.6020	8511.90.6040	8512.20.20	8512.20.40	8512.30.00	8512.40.20	8512.40.40
8512.90.20	8512.90.60	8512.90.70	8519.81.20	8525.60.1010	8527.21	8527.29	8536.41.0005
8537.10	8537.20	8539.10.0010	8539.10.0050	8544.30.00	8706.00.03	8706.00.05	8706.00.15
8706.00.25	8707	8707.10.0020	8707.10.0040	8707.90.5020	8707.90.5040	8707.90.5060	8707.90.5080
8708.10.30	8708.10.60	8708.21.00	8708.22	8708.29	8708.30	8708.40.11	8708.40.70
8708.40.75	8708.50	8708.70	8708.80	8708.91	8708.93.60	8708.93.75	8708.94
8708.95	8708.99.53	8708.99.55	8708.99.58	8708.99.68	8716.90.50	9015.10	9029.10
9029.20.4080	9401.20.00						

## 米国税関・国境警備局（CBP）が発表している輸出業者向けのガイダンス

4月2日発表：[自動車](#)

5月1日発表：[自動車部品](#)

# 12 | 中・大型トラック、同部品関税のHTSコード

## 25%の追加関税対象となる中・大型トラックのHTSコード

8701.21.00、8701.22.00、8701.23.00、8701.24.00、8701.29.00、8704.10.10、8704.10.50、8704.22.11、8704.22.51、8704.23.01、8704.32.01、8704.42.00、8704.43.00、8704.52.00、8704.60.00、8704.90.01、8705.40.00、8705.90.0080、8706.00.03、8706.00.0520、8706.00.0575、8706.00.25、8706.00.50、8709.11.00、8709.19.00

## 10%の追加関税対象となるHTSUS8702に分類されるバスなどのHTSコード

8702.10.31、8702.10.61、8702.20.31、8702.20.61、8702.30.31、8702.30.61、8702.40.31、8702.40.61、8702.90.31、8702.90.61

## 25%の追加関税対象となる中・大型トラック部品のHTSコード

4009.12.0020、4009.22.0020、4009.32.0020、4009.42.0020、4011.10.50、4011.20.1015、4011.20.1025、4011.20.1035、4012.19.40、4012.19.80、4012.20.60、4013.10.00、4016.99.6010、7007.21.1110、7007.21.51、7009.10.00、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、8301.20.00、8302.10.30、8302.30.30、8302.30.60、8407.34.14、8407.34.18、8407.34.25、8407.34.44、8407.34.48、8407.34.55、8408.20.20、8409.91.1040、8409.99.1040、8413.30.10、8413.30.90、8413.91.10、8413.91.9010、8414.30.8030、8414.59.30、8414.59.6540、8414.80.05、8415.20.00、8421.23.00、8421.32.00、8425.49.00、8426.91.00、8431.10.0090、8482.10.10、8482.10.5044、8482.10.5048、8482.20.0020、8482.20.0030、8482.20.0040、8482.20.0061、8482.20.0070、8482.20.0081、8482.40.00、8482.50.00、8483.10.10、8501.32.20、8501.32.5540、8501.32.61、8501.33.2080、8501.33.30、8501.33.40、8501.33.61、8501.34.30、8501.34.61、8501.40.20、8501.40.40、8501.40.50、8501.40.60、8501.51.20、8501.51.40、8501.51.50、8501.51.60、8501.52.40、8501.52.8040、8507.10.00、8507.90.40、8511.10.00、8511.20.00、8511.30.00、8511.40.00、8511.50.00、8511.80.20、8511.80.60、8511.90.60、8512.20.20、8512.20.40、8512.30.00、8512.40.20、8512.40.40、8512.90.20、8512.90.60、8512.90.70、8519.81.20、8525.60.1010、8527.21.15、8527.21.25、8527.21.40、8527.29.40、8527.29.80、8536.41.0005、8539.10.0010、8539.10.0050、8544.30.00、8706.00.03、8706.00.05、8706.00.15、8706.00.25、8707.90.5020、8707.90.5060、8707.90.5080、8707.90.5090、8708.10.30、8708.10.60、8708.21.00、8708.22.00、8708.29.15、8708.29.25、8708.29.51、8708.30.1010、8708.30.50、8708.40.11、8708.40.30、8708.40.50、8708.40.60、8708.40.65、8708.40.70、8708.40.75、8708.50.31、8708.50.61、8708.50.65、8708.50.75、8708.50.81、8708.50.85、8708.50.89、8708.50.91、8708.50.93、8708.50.95、8708.50.99、8708.70.05、8708.70.25、8708.70.35、8708.70.45、8708.70.60、8708.80.13、8708.80.16、8708.80.55、8708.80.60、8708.80.65、8708.91.50、8708.91.65、8708.91.70、8708.91.75、8708.92.65、8708.93.60、8708.93.75、8708.94.10、8708.94.50、8708.94.65、8708.94.70、8708.94.75、8708.95.05、8708.95.15、8708.95.20、8708.99.03、8708.99.06、8708.99.23、8708.99.27、8708.99.31、8708.99.41、8708.99.4850、8708.99.53、8708.99.55、8708.99.58、8708.99.68、8709.90.00、9029.10.80、9029.20.4080、9401.20.00

# 13 | 中・大型トラック、同部品関税のHTSコード

## 25%の追加関税対象となる中・大型トラックのHTSコード

8701.21.00、8701.22.00、8701.23.00、8701.24.00、8701.29.00、8704.10.10、8704.10.50、8704.22.11、8704.22.51、8704.23.01、8704.32.01、8704.42.00、8704.43.00、8704.52.00、8704.60.00、8704.90.01、8705.40.00、8705.90.0080、8706.00.03、8706.00.0520、8706.00.0575、8706.00.25、8706.00.50、8709.11.00、8709.19.00

## 10%の追加関税対象となるHTSUS8702に分類されるバスなどのHTSコード

8702.10.31、8702.10.61、8702.20.31、8702.20.61、8702.30.31、8702.30.61、8702.40.31、8702.40.61、8702.90.31、8702.90.61

## 25%の追加関税対象となる中・大型トラック部品のHTSコード

4009.12.0020、4009.22.0020、4009.32.0020、4009.42.0020、4011.10.50、4011.20.1015、4011.20.1025、4011.20.1035、4012.19.40、4012.19.80、4012.20.60、4013.10.00、4016.99.6010、7007.21.1110、7007.21.51、7009.10.00、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、8301.20.00、8302.10.30、8302.30.30、8302.30.60、8407.34.14、8407.34.18、8407.34.25、8407.34.44、8407.34.48、8407.34.55、8408.20.20、8409.91.1040、8409.99.1040、8413.30.10、8413.30.90、8413.91.10、8413.91.9010、8414.30.8030、8414.59.30、8414.59.6540、8414.80.05、8415.20.00、8421.23.00、8421.32.00、8425.49.00、8426.91.00、8431.10.0090、8482.10.10、8482.10.5044、8482.10.5048、8482.20.0020、8482.20.0030、8482.20.0040、8482.20.0061、8482.20.0070、8482.20.0081、8482.40.00、8482.50.00、8483.10.10、8501.32.20、8501.32.5540、8501.32.61、8501.33.2080、8501.33.30、8501.33.40、8501.33.61、8501.34.30、8501.34.61、8501.40.20、8501.40.40、8501.40.50、8501.40.60、8501.51.20、8501.51.40、8501.51.50、8501.51.60、8501.52.40、8501.52.8040、8507.10.00、8507.90.40、8511.10.00、8511.20.00、8511.30.00、8511.40.00、8511.50.00、8511.80.20、8511.80.60、8511.90.60、8512.20.20、8512.20.40、8512.30.00、8512.40.20、8512.40.40、8512.90.20、8512.90.60、8512.90.70、8519.81.20、8525.60.1010、8527.21.15、8527.21.25、8527.21.40、8527.29.40、8527.29.80、8536.41.0005、8539.10.0010、8539.10.0050、8544.30.00、8706.00.03、8706.00.05、8706.00.15、8706.00.25、8707.90.5020、8707.90.5060、8707.90.5080、8707.90.5090、8708.10.30、8708.10.60、8708.21.00、8708.22.00、8708.29.15、8708.29.25、8708.29.51、8708.30.1010、8708.30.50、8708.40.11、8708.40.30、8708.40.50、8708.40.60、8708.40.65、8708.40.70、8708.40.75、8708.50.31、8708.50.61、8708.50.65、8708.50.75、8708.50.81、8708.50.85、8708.50.89、8708.50.91、8708.50.93、8708.50.95、8708.50.99、8708.70.05、8708.70.25、8708.70.35、8708.70.45、8708.70.60、8708.80.13、8708.80.16、8708.80.55、8708.80.60、8708.80.65、8708.91.50、8708.91.65、8708.91.70、8708.91.75、8708.92.65、8708.93.60、8708.93.75、8708.94.10、8708.94.50、8708.94.65、8708.94.70、8708.94.75、8708.95.05、8708.95.15、8708.95.20、8708.99.03、8708.99.06、8708.99.23、8708.99.27、8708.99.31、8708.99.41、8708.99.4850、8708.99.53、8708.99.55、8708.99.58、8708.99.68、8709.90.00、9029.10.80、9029.20.4080、9401.20.00

# 14 | 中・大型トラック、同部品関税のHTSコード

## 25%の追加関税対象となる中・大型トラックのHTSコード

8701.21.00、8701.22.00、8701.23.00、8701.24.00、8701.29.00、8704.10.10、8704.10.50、8704.22.11、8704.22.51、8704.23.01、8704.32.01、8704.42.00、8704.43.00、8704.52.00、8704.60.00、8704.90.01、8705.40.00、8705.90.0080、8706.00.03、8706.00.0520、8706.00.0575、8706.00.25、8706.00.50、8709.11.00、8709.19.00

## 10%の追加関税対象となるHTSUS8702に分類されるバスなどのHTSコード

8702.10.31、8702.10.61、8702.20.31、8702.20.61、8702.30.31、8702.30.61、8702.40.31、8702.40.61、8702.90.31、8702.90.61

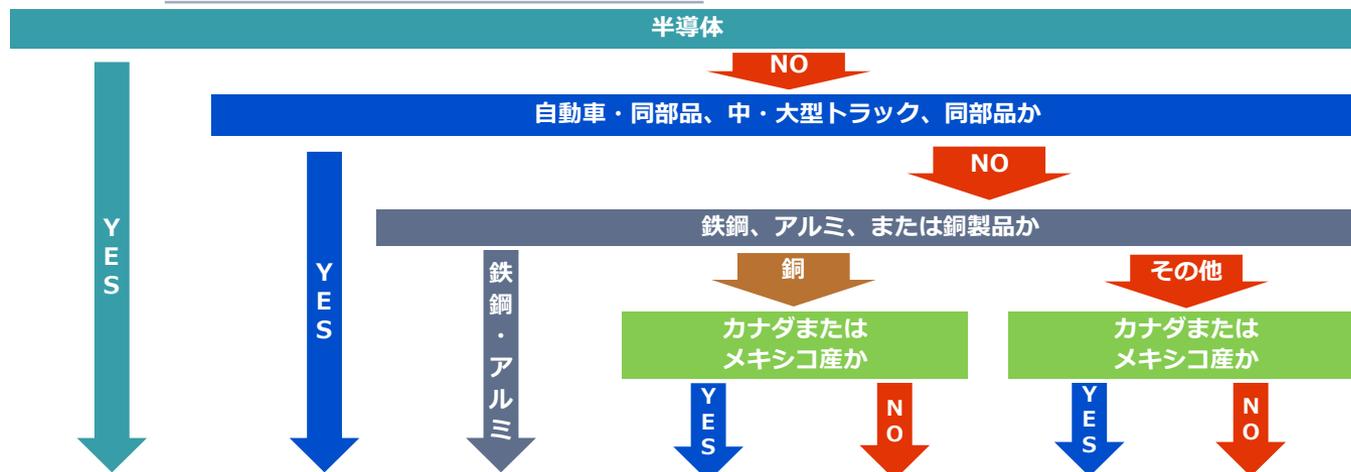
## 25%の追加関税対象となる中・大型トラック部品のHTSコード

4009.12.0020、4009.22.0020、4009.32.0020、4009.42.0020、4011.10.50、4011.20.1015、4011.20.1025、4011.20.1035、4012.19.40、4012.19.80、4012.20.60、4013.10.00、4016.99.6010、7007.21.1110、7007.21.51、7009.10.00、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、8301.20.00、8302.10.30、8302.30.30、8302.30.60、8407.34.14、8407.34.18、8407.34.25、8407.34.44、8407.34.48、8407.34.55、8408.20.20、8409.91.1040、8409.99.1040、8413.30.10、8413.30.90、8413.91.10、8413.91.9010、8414.30.8030、8414.59.30、8414.59.6540、8414.80.05、8415.20.00、8421.23.00、8421.32.00、8425.49.00、8426.91.00、8431.10.0090、8482.10.10、8482.10.5044、8482.10.5048、8482.20.0020、8482.20.0030、8482.20.0040、8482.20.0061、8482.20.0070、8482.20.0081、8482.40.00、8482.50.00、8483.10.10、8501.32.20、8501.32.5540、8501.32.61、8501.33.2080、8501.33.30、8501.33.40、8501.33.61、8501.34.30、8501.34.61、8501.40.20、8501.40.40、8501.40.50、8501.40.60、8501.51.20、8501.51.40、8501.51.50、8501.51.60、8501.52.40、8501.52.8040、8507.10.00、8507.90.40、8511.10.00、8511.20.00、8511.30.00、8511.40.00、8511.50.00、8511.80.20、8511.80.60、8511.90.60、8512.20.20、8512.20.40、8512.30.00、8512.40.20、8512.40.40、8512.90.20、8512.90.60、8512.90.70、8519.81.20、8525.60.1010、8527.21.15、8527.21.25、8527.21.40、8527.29.40、8527.29.80、8536.41.0005、8539.10.0010、8539.10.0050、8544.30.00、8706.00.03、8706.00.05、8706.00.15、8706.00.25、8707.90.5020、8707.90.5060、8707.90.5080、8707.90.5090、8708.10.30、8708.10.60、8708.21.00、8708.22.00、8708.29.15、8708.29.25、8708.29.51、8708.30.1010、8708.30.50、8708.40.11、8708.40.30、8708.40.50、8708.40.60、8708.40.65、8708.40.70、8708.40.75、8708.50.31、8708.50.61、8708.50.65、8708.50.75、8708.50.81、8708.50.85、8708.50.89、8708.50.91、8708.50.93、8708.50.95、8708.50.99、8708.70.05、8708.70.25、8708.70.35、8708.70.45、8708.70.60、8708.80.13、8708.80.16、8708.80.55、8708.80.60、8708.80.65、8708.91.50、8708.91.65、8708.91.70、8708.91.75、8708.92.65、8708.93.60、8708.93.75、8708.94.10、8708.94.50、8708.94.65、8708.94.70、8708.94.75、8708.95.05、8708.95.15、8708.95.20、8708.99.03、8708.99.06、8708.99.23、8708.99.27、8708.99.31、8708.99.41、8708.99.4850、8708.99.53、8708.99.55、8708.99.58、8708.99.68、8709.90.00、9029.10.80、9029.20.4080、9401.20.00

# 15 | 自動車、中・大型トラック、同部品への累積停止措置

- トランプ大統領は4月29日、「累積により生じる関税率が、意図した政策目標を達成するために必要な水準を超える」として、**追加関税の累積停止措置を設ける**と発表。
- 3月4日以降の輸入に適用され、累積して既に支払った分の関税は還付される。
- 自動車に加え、**中・大型トラック、同部品、半導体にも累積停止措置を適用**すると発表。

追加関税率累積停止の判定フロー



関税の種類	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
半導体	○	×	×	×	×	×	×
自動車、中・大型トラック、それら部品	×	○	×	×	×	×	×
鉄鋼・アルミ・銅	×	×	○	○	○	×	×
相互関税	×	×	×	×	×	×	○
カナダ・メキシコ	×	×	×	○	×	○	×

- 鉄鋼・アルミ製品の双方で追加関税の対象となっている品目に対しては、それぞれに対して関税が賦課される。
- 1974年通商法301条に基づく対中追加関税や、IEEPAに基づく中国への追加関税は累積される。

USMCA原産地規則を満たす場合は適用除外。

# 16 | 自動車および中・大型トラックの部品への関税相殺制度

- トランプ大統領は4月29日、**自動車部品追加関税に相殺制度を設ける**と発表。
- 10月17日に中・大型トラック・同部品への追加関税賦課を発表した大統領布告で、それら**トラックの部品にも相殺制度を適用**すると発表。自動車部品に対する相殺については、**関税との相殺が可能な割合を引き上げる**るとともに、**適用期間を延長**。

## 自動車・中・大型トラックの部品への追加関税に対する相殺制度

- **(対象者)** 相殺額を使用する資格を有する輸入業者
- **(目的)** 外国での製造と輸入への依存を迅速に減らし、米国内の生産能力を拡大し、製造を米国に移転させること。
- **(適用条件)** 米国で最終組み立てを行う自動車、中・大型トラックの製造のために輸入した部品を使用すること。

※完成品を部品に分解した状態で輸送し、海外や現地の工場で組み立てるための部品（ノックダウンキット）は自動車部品関税の相殺制度の対象外。

- **(使用条件)** 相殺額は、自動車メーカーが承認したサプライヤーなどの輸入業者のみ使用可。
- **(相殺可能金額)** 米国で組み立てた自動車、中・大型トラックの希望小売価格（MSRP）の合計額の3.75%
- **(相殺可能期間)** **自動車**：2025年4月5日～2030年4月30日  
**中・大型トラック**：2025年11月1日～2030年10月31日
- **(申請方法※自動車のみ発表済)** 自動車メーカーが商務長官に以下の情報を含む書類を提出。
  1. 米国で組み立て予定の自動車台数と最終生産が工場の所在地
  2. 232条自動車部品関税による予想コスト（メーカー直接負担分とサプライヤー負担分を区別）
  3. 相殺額の総額

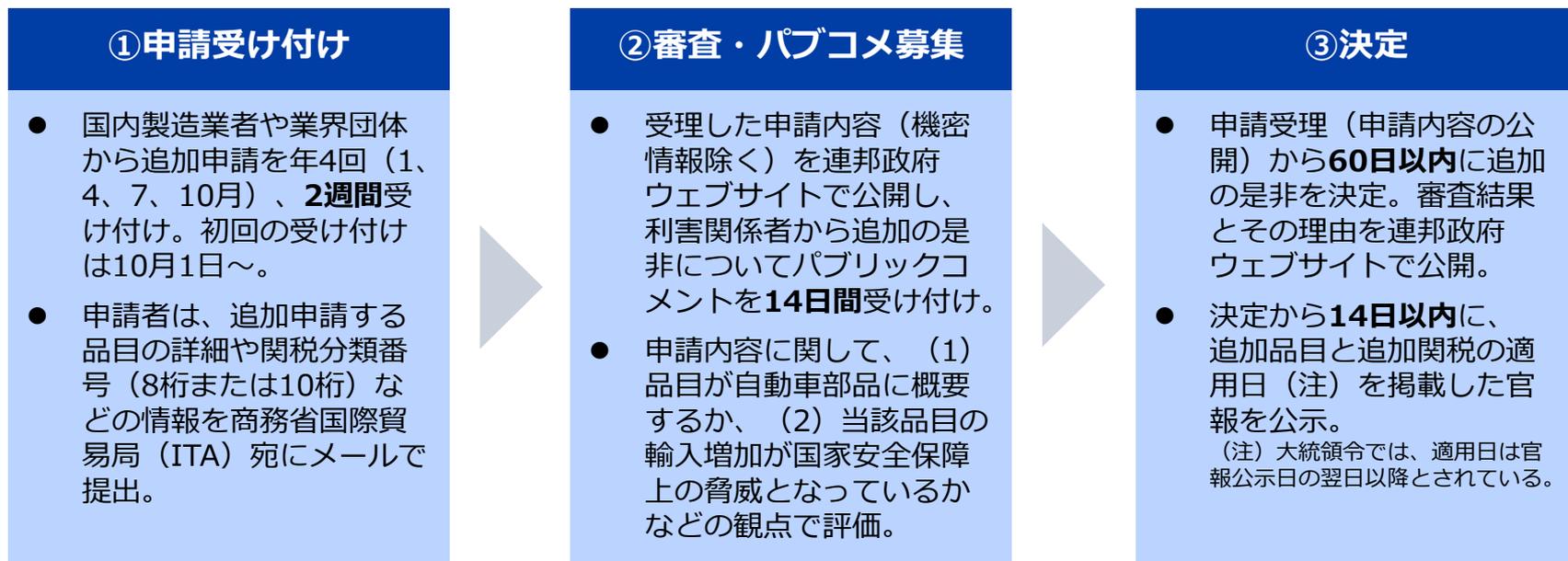
※米国通商専門誌「Inside US Trade」（4月29日）によると、メーカーがこれら書類を提出した後、確定された相殺額が今後の関税支払いに充当される。金額内であれば、追加関税を支払う必要はない。その金額を使い切ると、再び追加関税を支払うことになる。

- **(エンジン向け相殺制度創設の見込み)** 自動車、中・大型トラックのエンジンについても、上述の相殺制度と同様の条件や金額の範囲で、相殺制度を創設予定。

# 17 | 自動車部品関税の対象品目の追加プロセス

- 商務省は9月16日、232条関税の対象となる自動車部品の追加プロセスを官報で公示。国内の製造業者や業界団体から追加申請を年4回（1、4、7、10月）受け付ける。初回は10月1日受け付け開始。
- 商務省は「自動車分野以外のカテゴリーに分類される自動車部品も多数存在する」などと説明し、一般的な自動車部品（HSコード87類）に限らず、自動車部品用途の幅広い品目に対象が拡大する可能性。

## 232条関税対象の自動車部品の追加プロセス



（出所）[米国政府公開資料](#)から作成、2026年2月19日時点

# 18 | 鉄鋼・アルミ製品への追加関税措置を拡大

- トランプ大統領は2025年2月10日、1962年通商拡大法232条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品に対する追加関税措置を拡大する大統領布告を発表。それらへの追加関税を3月12日に発動。
- 6月4日、英国を除き追加関税率を50%に引き上げ。ただし、自動車・同部品関税の対象品目に鉄鋼・アルミ関税は課されない。4月、6月、8月に対象品目を段階的に追加。

## 第1次トランプ政権

2018年3月

鉄鋼製品に**25%**の追加関税  
アルミ製品に**10%**の追加関税

2020年1月

特定の鉄鋼・アルミ派生品も対象に追加  
鉄鋼派生品は**25%**、  
アルミ派生品は**10%**の追加関税

例外  
措置

<国・地域別の適用除外制度>

- ・ 鉄鋼の適用除外：豪州、カナダ、メキシコ、ウクライナ
- ・ 鉄鋼の数量割当：アルゼンチン、ブラジル、韓国
- ・ アルミの適用除外：豪州、カナダ、メキシコ
- ・ アルミの数量割当：アルゼンチン
- ・ 鉄鋼・アルミの関税割当：EU、英国
- ・ 鉄鋼の関税割当：日本

<申請者別の適用除外制度>

<製品別の適用除外制度>

## 第2次トランプ政権

2025年3月12日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**25%**の追加関税  
アルミ製品・アルミ派生品に**25%**の追加関税  
**鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加**

2025年4月4日

アルミ缶・缶ビールを対象に追加

2025年6月4日

鉄鋼製品・鉄鋼派生品に**50%**の追加関税  
アルミ製品・アルミ派生品に**50%**の追加関税

2025年6月23日

冷蔵庫や洗濯機など白物家電を対象に追加

2025年8月18日

鉄鋼・アルミ派生品の対象品目を追加

例外  
措置

- 2025年3月12日以降、**全廃**
- 申請者別の適用除外制度は布告発表日の2025年2月10日に即日廃止となったが、既に承認を受けていた申請分については有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効

追加の  
動き

- **232条関税の対象品目を追加する新プロセスを創設**  
→ **2025年4月30日導入**、年に3回追加要請受け付け（**官報**）
- 自動車、中・大型トラック向けの用途に限り、鉄鋼・アルミへの追加関税率を現在の50%から最大25%まで削減できる権限を商務長官へ付与。  
対象：カナダまたはメキシコで生産施設を運営し、米国の自動車または中・大型トラック製造企業に鉄鋼・アルミを供給する企業からの輸入された製品が対象。  
留意点：商務長官が認めた米国生産能力の増強分と同量で、USMCAの原産地規則を満たし、カナダまたはメキシコで製錬・鋳造または溶解・鋳造された場合に限られる。

# 19 | 追加関税対象の鉄鋼・アルミ製品のHTSコード

- 下記の品目（一部除く）については**3月12日以降、25%の追加関税**が課されていたが、6月4日以降、英国を除いて**50%の追加関税に引き上げ**。
- ただし、申請者別の適用除外の承認を既に受けている分については、有効期限が切れるまで、または数量上限に到達するまで有効。

## 232条鉄鋼・アルミ関税の包括的対象リスト

対象	最新のガイダンス	包括的な対象リスト	概要
鉄鋼	<a href="#">CSMS#65936570</a> (8月15日公開)	<a href="#">2018年3月以降の包括リスト</a> (リンク先はWord形式ファイルです)	米税関（CBP）は実務者向けに「Cargo Systems Messaging Service（CSMS）」で通関手続きの詳細や対象品目のHTSコードなどを通知。
アルミ	<a href="#">CSMS#65936615</a> (8月15日公開)	<a href="#">2018年3月以降の包括リスト</a> (リンク先はWord形式ファイルです)	

## 第1次トランプ政権で追加関税対象となった鉄鋼・アルミ製品、派生品のHTSコード

対象製品	根拠文書	HTSコード
2018年3月発表の鉄鋼製品	<a href="#">大統領布告9705</a>	7206.10～7216.50、7216.99～7301.10、7302.10、7302.40～7302.90、7304.10～7306.90
2018年3月発表のアルミ製品	<a href="#">大統領布告9704</a>	7601、7604～7609、7616.99.5160、7616.99.5170
2020年1月発表の鉄鋼派生品	<a href="#">大統領布告9980</a>	7317.00.30、7317.00.5503、7317.00.5505、7317.00.5507、7317.00.5560、7317.00.5580、7317.00.6560、8708.10.30、8708.29.21
2020年1月発表のアルミ派生品	<a href="#">大統領布告9980</a>	7614.10.50、7614.90.20、7614.90.40、7614.90.50、8708.10.30、8708.29.21

(注) 品目の詳細は各布告の附属書（Annex）を確認すること。  
(出所) 米国政府公開資料（2026年2月19日時点）

# 20

## 鉄鋼：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73類に分類される品目のHTSコード。表中の**太字**の品目は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・铸造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

### 根拠文書

### HTSコード（73類に分類される鉄鋼派生品）

### 通関用 ガイダンス

7301.20.10、7301.20.50、7302.30.00、**7302.90.9000**、**7307.19.30**、**7307.19.90**、7307.21.10、7307.21.50、7307.22.10、7307.22.50、7307.23.00、7307.29.00、7307.91.10、7307.91.30、7307.91.50、7307.92.30、7307.92.90、7307.93.30、7307.93.60、7307.93.90、7307.99.10、7307.99.30、7307.99.50、7308.10.00、7308.20.00、7308.30.10、7308.30.50、7308.40.00、7308.90.30、7308.90.60、7308.90.70、7308.90.95、7309.00.00、7310.10.00、7310.21.00、7310.29.00、7311.00.00、7312.10.05、7312.10.10、7312.10.20、7312.10.30、7312.10.50、7312.10.60、7312.10.70、7312.10.80、7312.10.90、7312.90.00、7313.00.00、7314.12.10、7314.12.20、7314.12.30、7314.12.60、7314.12.90、7314.14.10、7314.14.20、7314.14.30、7314.14.60、7314.14.90、7314.19.01、7314.20.00、7314.31.10、7314.31.50、7314.39.00、7314.41.00、7314.42.00、7314.49.30、7314.49.60、7314.50.00、7315.11.00、7315.12.00、7315.19.00、7315.20.10、7315.20.50、7315.81.00、7315.82.10、7315.82.30、7315.82.50、7315.82.70、7315.89.10、7315.89.30、7315.89.50、7315.90.00、7316.00.00、7317.00.10、7317.00.20、7317.00.55、7317.00.65、7317.00.75、7318.11.00、7318.12.00、7318.13.00、7318.14.10、7318.14.50、7318.15.20、7318.15.40、7318.15.50、7318.15.60、7318.15.80、7318.16.00、7318.19.00、7318.21.00、7318.22.00、7318.23.00、7318.24.00、7318.29.00、7319.40.20、7319.40.30、7319.40.50、7319.90.10、7319.90.90、7320.10.30、7320.10.60、7320.10.90、7320.20.10、7320.20.50、7320.90.10、7320.90.50、7321.11.10、7321.11.30、7321.11.60、7321.12.00、7321.19.00、7321.81.10、7321.81.50、7321.82.10、7321.82.50、7321.89.00、7321.90.10、7321.90.20、7321.90.40、7321.90.50、7321.90.60、7322.19.00、7322.90.00、7323.10.00、7323.93.00、7323.94.00、7323.99.10、7323.99.30、7323.99.50、7323.99.70、7323.99.90、7324.10.00、7324.29.00、7324.90.00、7325.91.00、7325.99.10、7325.99.50、7326.11.00、7326.19.00、7326.20.00、7326.90.10、7326.90.25、7326.90.35、7326.90.45、7326.90.60、7326.90.86、7317.00.5501、7317.00.5502、7317.00.5508、7317.00.5511、7317.00.5518、7317.00.5519、7317.00.5520、7317.00.5530、7317.00.5540、7317.00.5550、7317.00.5570、7317.00.5590、7317.00.6530

## 21

## 鉄鋼：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73類以外に分類される品目のHTSコード。表中の**太字**は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・铸造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

## 根拠文書

## HTSコード（73類以外に分類される鉄鋼派生品）

0402.99.68、0402.99.70、0402.99.90、2106.90.9998、2710.19.3050、2711.12.0020、2804.29.0010、2804.40.0000、2901.22.0000、2903.42.1000、2903.43.10、2903.44.10、2903.45.10、2903.49.00、2903.51.10、2903.59.90、2903.71.0100、3004.90.9244、3208.10.00、3208.20.00、3208.90.00、3209.10.00、3209.90.00、3213.90.00、3214.10.00、3303.00.10、3303.00.20、3303.00.30、3304.30.00、3304.99.50、3305.10.00、3305.30.00、3305.90.00、3306.90.00、3307.10.10、3307.10.20、3307.20.00、3307.49.00、3307.90.00、3401.30.10、3401.30.50、3402.31.90、3402.49.90、3402.50.11、3402.50.51、3402.90.10、3402.90.30、3402.90.50、3403.19.10、3403.19.50、3403.99.00、3405.10.00、3405.20.00、3405.40.00、3405.90.00、3506.10.50、3506.91.10、3506.91.50、3506.99.00、3808.59.10、3808.59.40、3808.61.10、3808.61.50、3808.62.10、3808.62.50、3808.69.10、3808.69.50、3808.91.15、3808.91.25、3808.91.30、3808.91.50、3808.94.10、3808.94.50、3809.91.00、3810.10.00、3811.19.00、3811.21.00、3814.00.10、3814.00.20、3814.00.50、3820.00.00、3824.99.9397、3827.61.0000、3827.62.0000、3827.63.0000、3827.64.0000、3827.65.0000、3925.20.00、3926.90.10、7216.91.0010、7614.10.10、8202.39.0040、8203.40.60、8205.59.55、8205.70.00、8207.20.0070、8207.30.6062、8207.30.6095、8211.10.00、8211.91.10、8211.91.20、8211.91.25、8211.91.30、8211.91.40、8211.91.50、8211.91.80、8211.92.20、8211.92.40、8211.92.60、8211.92.90、8211.93.00、8211.94.10、8211.94.50、8211.95.10、8211.95.50、8211.95.90、8215.10.00、8215.20.00、8215.91.30、8215.91.60、8215.91.90、8215.99.01、8215.99.05、8215.99.10、8215.99.15、8215.99.20、8215.99.22、8215.99.24、8215.99.26、8215.99.30、8215.99.35、8215.99.40、8215.99.45、8215.99.50、8302.10.60、8302.41.30、8302.41.60、8302.42.30、8302.49.60、8305.20.00、8307.10.60、8401.40.0000、8403.10.00、8406.90.4000、8407.21.00、8407.90.10、8407.90.90、8408.20.10、8408.20.90、8409.91.50、8409.91.92、8409.91.99、8409.99.91、8409.99.92、8409.99.99、8410.90.0000、8411.81.80、8412.21.00、8412.29.80、8412.90.9070、8412.90.9075、8413.81.00、8413.91.9055、8413.91.9060、8413.91.9096、8414.30.40、8414.80.16、8414.90.30、8414.90.41、8415.10.30、8415.10.60、8415.10.90、8415.81.01、8415.82.01、8415.83.00、8415.90.40、8415.90.80、8417.90.0000、8418.10.00、8418.21.00、8418.29.20、8418.30.00、8418.40.00、8418.99.40、8419.81.50、8421.29.00、8422.11.00、8424.10.0000、8424.89.90、8425.42.00、8426.20.00、8426.99.00、8427.10.40、8427.10.80、8427.20.40、8427.20.80、8427.90.00、8428.32.00、8428.33.00、8428.39.00、

通関  
用  
ガイド  
ンス

# 22

## 鉄鋼：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、6月23日および8月18日に追加関税の対象となった鉄鋼派生品で、米国関税分類番号73類以外に分類される品目のHTSコード。表中の太字は8月18日に追加関税の対象となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する鉄鋼材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・铸造された鉄を使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書	HTSコード（73類以外に分類される鉄鋼派生品）
<a href="#">通関用 ガイダンス</a>	<p> <b>8428.60.00</b>, <b>8428.70.00</b>, <b>8428.90.03</b>, <b>8429.11.00</b>, <b>8429.19.00</b>, <b>8429.20.00</b>, <b>8429.30.00</b>, <b>8429.40.00</b>,  <b>8429.51.10</b>, <b>8429.51.50</b>, <b>8429.52.10</b>, <b>8429.52.50</b>, <b>8429.59.10</b>, <b>8429.59.50</b>, <b>8431.20.00</b>, <b>8431.31.00</b>,  <b>8431.39.00</b>, <b>8431.41.00</b>, <b>8431.42.00</b>, <b>8431.43.40</b>, <b>8431.43.80</b>, <b>8431.49.10</b>, <b>8431.49.90</b>, <b>8432.10.00</b>,  <b>8432.90.00</b>, <b>8433.11.00</b>, <b>8433.20.00</b>, <b>8433.51.00</b>, <b>8433.59.00</b>, <b>8433.90.10</b>, <b>8433.90.50</b>, <b>8443.16.0000</b>,  <b>8450.11.00</b>, <b>8450.20.00</b>, <b>8451.21.00</b>, <b>8451.29.00</b>, <b>8454.20.0010</b>, <b>8454.20.0060</b>, <b>8455.30.00</b>, <b>8455.90.4000</b>,  <b>8455.90.8000</b>, <b>8457.10.00</b>, <b>8474.90.00</b>, <b>8477.10.30</b>, <b>8477.10.40</b>, <b>8477.10.90</b>, <b>8477.90.25</b>, <b>8477.90.8601</b>,  <b>8479.89.55</b>, <b>8479.89.65</b>, <b>8479.90.45</b>, <b>8479.90.55</b>, <b>8479.90.65</b>, <b>8479.90.75</b>, <b>8479.90.85</b>, <b>8479.90.95</b>,  <b>8480.49.0010</b>, <b>8480.71.8045</b>, <b>8480.71.8060</b>, <b>8480.79.9010</b>, <b>8482.10.5004</b>, <b>8482.10.5008</b>, <b>8482.10.5012</b>,  <b>8482.10.5016</b>, <b>8482.10.5024</b>, <b>8482.10.5028</b>, <b>8482.10.5032</b>, <b>8482.10.5036</b>, <b>8482.10.5052</b>, <b>8482.10.5056</b>,  <b>8482.10.5060</b>, <b>8482.10.5064</b>, <b>8482.10.5068</b>, <b>8482.20.0064</b>, <b>8482.20.0067</b>, <b>8482.20.0090</b>, <b>8482.99.05</b>,  <b>8482.99.15</b>, <b>8482.99.25</b>, <b>8482.99.35</b>, <b>8482.99.45</b>, <b>8482.99.65</b>, <b>8483.10.1010</b>, <b>8483.10.1050</b>, <b>8483.10.50</b>,  <b>8483.20.40</b>, <b>8483.20.80</b>, <b>8483.30.40</b>, <b>8483.30.80</b>, <b>8483.40.10</b>, <b>8483.40.5020</b>, <b>8483.40.90</b>, <b>8483.50.60</b>,  <b>8483.50.90</b>, <b>8483.60.40</b>, <b>8483.60.80</b>, <b>8483.90.20</b>, <b>8483.90.30</b>, <b>8483.90.50</b>, <b>8483.90.70</b>, <b>8483.90.80</b>,  <b>8501.53.40</b>, <b>8501.53.60</b>, <b>8501.53.80</b>, <b>8501.64.0110</b>, <b>8502.31.0000</b>, <b>8503.00.35</b>, <b>8503.00.45</b>, <b>8503.00.65</b>,  <b>8503.00.75</b>, <b>8503.00.90</b>, <b>8503.00.95</b>, <b>8504.23.00</b>, <b>8504.33.00</b>, <b>8504.90.9634</b>, <b>8504.90.9638</b>, <b>8504.90.9642</b>,  <b>8509.80.20</b>, <b>8514.20.40</b>, <b>8514.20.60</b>, <b>8516.29.00</b>, <b>8516.60.40</b>, <b>8516.60.60</b>, <b>8547.90.00</b>, <b>8601.10.00</b>,  <b>8601.20.00</b>, <b>8602.10.00</b>, <b>8602.90.00</b>, <b>8603.10.00</b>, <b>8603.90.00</b>, <b>8604.00.00</b>, <b>8605.00.00</b>, <b>8607.11.00</b>,  <b>8607.19.0300</b>, <b>8607.19.06</b>, <b>8607.19.12</b>, <b>8607.19.15</b>, <b>8607.19.90</b>, <b>8607.21.50</b>, <b>8607.30.1010</b>, <b>8607.30.1050</b>,  <b>8607.30.1090</b>, <b>8607.30.50</b>, <b>8607.91.00</b>, <b>8607.99.50</b>, <b>8609.00.00</b>, <b>8701.10.01</b>, <b>8701.21.0080</b>, <b>8701.22.0080</b>,  <b>8701.23.0080</b>, <b>8701.24.0080</b>, <b>8701.29.0080</b>, <b>8701.30.10</b>, <b>8701.30.50</b>, <b>8701.91.10</b>, <b>8701.91.50</b>, <b>8701.92.10</b>,  <b>8701.92.50</b>, <b>8701.93.10</b>, <b>8701.93.50</b>, <b>8701.94.10</b>, <b>8701.94.50</b>, <b>8701.95.10</b>, <b>8701.95.50</b>, <b>8702.10.31</b>,  <b>8702.10.61</b>, <b>8703.10.10</b>, <b>8703.10.50</b>, <b>8703.21.01</b>, <b>8705.10.00</b>, <b>8705.20.00</b>, <b>8705.90.0010</b>, <b>8705.90.0020</b>,  <b>8706.00.30</b>, <b>8708.40.30</b>, <b>8708.40.60</b>, <b>8708.92.10</b>, <b>8708.92.50</b>, <b>8708.92.60</b>, <b>8708.92.75</b>, <b>8708.93.15</b>,  <b>8708.93.30</b>, <b>8708.99.23</b>, <b>8708.99.81</b>, <b>8710.00.00</b>, <b>8711.30.00</b>, <b>8711.50.00</b>, <b>8711.60.00</b>, <b>8714.10.00</b>,  <b>8716.10.00</b>, <b>8716.39.00</b>, <b>8716.80.10</b>, <b>8716.80.50</b>, <b>8716.90.10</b>, <b>8716.90.30</b>, <b>9401.71.00</b>, <b>9401.79.00</b>,  <b>9403.10.00</b>, <b>9403.20.00</b>, <b>9403.99.10</b>, <b>9403.99.9010</b>, <b>9403.99.9020</b>, <b>9403.99.9015</b>, <b>9403.99.9040</b>,  <b>9403.99.9045</b>, <b>9403.99.9051</b>, <b>9403.99.9061</b>, <b>9405.99.20</b>, <b>9405.99.40</b>, <b>9406.20.00</b>, <b>9406.90.01</b>, <b>9506.91.00</b> </p>

(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。(出所) 米国政府公開資料 (2026年2月19日時点)

# 23 | アルミ：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、4月4日、および8月18日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード。表中の**太字**は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・鋳造されたアルミニウムを使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書	HTSコード
<p>通関用 ガイドランス</p>	<p>0402.99.68、0402.99.70、0402.99.90、<b>2106.90.9998</b>、2203.00.0060、2203.00.0090、<b>2710.19.3050</b>、<b>2903.43.10</b>、<b>2903.45.10</b>、<b>2903.49.00</b>、<b>2903.51.10</b>、<b>2903.59.90</b>、<b>3004.90.9244</b>、<b>3208.10.00</b>、<b>3208.20.00</b>、<b>3208.90.00</b>、<b>3209.10.00</b>、<b>3209.90.00</b>、<b>3213.90.00</b>、<b>3214.10.00</b>、<b>3303.00.10</b>、<b>3303.00.20</b>、<b>3303.00.30</b>、<b>3304.30.00</b>、<b>3304.99.50</b>、<b>3305.10.00</b>、<b>3305.30.00</b>、<b>3305.90.00</b>、<b>3306.90.00</b>、<b>3307.10.10</b>、<b>3307.10.20</b>、<b>3307.20.00</b>、<b>3307.49.00</b>、<b>3307.90.00</b>、<b>3401.30.10</b>、<b>3401.30.50</b>、<b>3402.31.90</b>、<b>3402.49.90</b>、<b>3402.50.11</b>、<b>3402.50.51</b>、<b>3402.90.10</b>、<b>3402.90.30</b>、<b>3402.90.50</b>、<b>3403.19.10</b>、<b>3403.19.50</b>、<b>3403.99.00</b>、<b>3405.10.00</b>、<b>3405.20.00</b>、<b>3405.40.00</b>、<b>3405.90.00</b>、<b>3506.10.50</b>、<b>3506.91.10</b>、<b>3506.91.50</b>、<b>3506.99.00</b>、<b>3701.30.0000</b>、<b>3808.59.10</b>、<b>3808.59.40</b>、<b>3808.61.10</b>、<b>3808.61.50</b>、<b>3808.62.10</b>、<b>3808.62.50</b>、<b>3808.69.10</b>、<b>3808.69.50</b>、<b>3808.91.15</b>、<b>3808.91.25</b>、<b>3808.91.30</b>、<b>3808.91.50</b>、<b>3808.94.10</b>、<b>3808.94.50</b>、<b>3809.91.00</b>、<b>3810.10.00</b>、<b>3811.19.00</b>、<b>3811.21.00</b>、<b>3814.00.10</b>、<b>3814.00.20</b>、<b>3814.00.50</b>、<b>3820.00.00</b>、<b>3824.99.9397</b>、6603.90.8100、<b>7308.20.0035</b>、7610.10.00、7610.90.00、<b>7612.10.0000</b>、7612.90.10、<b>7612.90.5000</b>、<b>7613.00.0000</b>、<b>7614.10.10</b>、7615.10.2015、7615.10.2025、7615.10.3015、7615.10.3025、7615.10.5020、7615.10.5040、7615.10.7125、7615.10.7130、7615.10.7155、7615.10.7180、7615.10.9100、7615.20.0000、7616.10.9090、7616.99.1000、7616.99.5130、7616.99.5140、7616.99.5190</p>

(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。  
 (出所) 米国政府公開資料 (2026年2月19日時点)

# 24 | アルミ：第2次トランプ政権で追加関税対象となった派生品のHTSコード

- 3月12日、4月4日、および8月18日に追加関税の対象となったアルミ派生品のHTSコード。表中の太字は**8月18日に追加関税の対象**となった品目。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有するアルミ材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。米国で製錬・鋳造されたアルミニウムを使用した派生品の一部は原則、適用除外となる。

根拠文書	HTSコード
<p>通関用 ガイダンス</p>	<p>8302.10.3000、8302.10.6030、8302.10.6060、8302.10.6090、8302.20.0000、8302.30.3010、8302.30.3060、8302.41.3000、8302.41.6015、8302.41.6045、8302.41.6050、8302.41.6080、8302.42.3010、8302.42.3015、8302.42.3065、8302.49.6035、8302.49.6045、8302.49.6055、8302.49.6085、8302.50.0000、8302.60.3000、8302.60.9000、8305.10.0050、8306.30.0000、<b>8307.90.6000、8309.90.0020、8309.90.0025、8412.90.9070、8412.90.9075</b>、8414.59.6590、8415.90.8025、8415.90.8045、8415.90.8085、<b>8414.80.16、8418.10.00</b>、8418.99.8005、8418.99.8050、8418.99.8060、<b>8419.50.1000</b>、8419.50.5000、8419.90.1000、8422.90.0640、<b>8424.89.90</b>、8424.90.9080、<b>8443.16.0000、8450.11.00、8451.21.00、8467.22.00、8467.29.00、8467.81.00、8467.89.50</b>、8473.30.2000、8473.30.5100、8479.89.9599、8479.90.8500、8479.90.9596、8481.90.9060、8481.90.9085、<b>8483.40.5020、8483.90.5020</b>、8486.90.0000、8487.90.0080、<b>8501.64.0110、8502.20.00、8502.31.0000</b>、8503.00.9520、<b>8503.00.9546、8503.00.9570、8504.31.20、8504.31.40、8504.31.60、8504.33.00、8504.34.00、8504.90.20、8504.90.41、8504.90.65、8504.90.75、8504.90.96</b>、8508.70.0000、8513.90.2000、8515.90.2000、8516.90.5000、8516.90.8050、8517.71.0000、8517.79.0000、8529.90.7300、8529.90.9760、8536.90.8585、8538.10.0000、8541.90.0000、8543.90.8885、<b>8544.19.00、8544.42.90、8544.49.2000、8544.49.9000、8544.60.2000、8544.60.6000</b>、8547.90.0020、8547.90.0030、8547.90.0040、8708.10.3050、8708.10.60、8708.29.5160、8708.80.6590、8708.99.6890、<b>8716.39.0040</b>、8716.80.5010、8807.30.0060、9013.90.8000、9031.90.9195、<b>9401.79.00</b>、9401.99.9081、9403.10.00、9403.20.00、9403.99.1040、9403.99.9010、9403.99.9015、9403.99.9020、9403.99.9040、9403.99.9045、9405.99.4020、9506.11.4080、9506.51.4000、9506.51.6000、9506.59.4040、9506.70.2090、9506.91.0010、9506.91.0020、9506.91.0030、9506.99.0510、9506.99.0520、9506.99.0530、9506.99.1500、9506.99.2000、9506.99.2580、9506.99.2800、9506.99.5500、9506.99.6080、9507.30.2000、9507.30.4000、9507.30.6000、9507.30.8000、9507.90.6000、9603.90.8050</p>

(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。  
 (出所) 米国政府公開資料 (2026年2月19日時点)

## 25 | 銅の半製品・派生品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年7月30日、1962年通商拡大法232条に基づき、**銅の半製品・派生品に対し50%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**8月1日に発動**。
- 課税対象は半製品・派生品のうち、**銅部分のみ**。また、銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極などの**銅の原材料**および**銅スクラップ**などは今回の関税措置の**対象外**。

発表の概要	
発動日時	2025年8月1日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	50%（対象は銅製品の銅部分のみ）
対象品目	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 銅の半製品 大統領布告に示された例：銅パイプ、銅線、銅棒、銅板、銅管など</li><li>■ 銅を多量に利用する派生品 大統領布告に示された例：パイプ継手、ケーブル、コネクタ、電気部品など</li></ul>
対象外品目	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 銅の原材料 大統領布告に示された例：銅鉱石、精鉱、銅マット、陰極、陽極など</li><li>■ 銅スクラップ</li><li>■ 232条に基づく自動車・同部品の追加関税対象品目 (関税払戻は適用対象外)</li></ul>

(出所) 米国政府公開資料 (2026年2月19日時点)

## 26 | 銅：2025年7月に発表されたHTSコード

- 7月31日に追加関税の対象となった銅の半製品・派生品のHTSコード。
- 下記HTSコードに該当する品目は、含有する銅材の価格に対してのみ追加関税がかかることになる。

根拠文書	HTSコード					
通関用 ガイダンス	7406.10.00、	7406.20.00、	7407.10.15、	7407.10.30、	7407.10.50、	7407.21.15、
	7407.21.30、	7407.21.50、	7407.21.70、	7407.21.90、	7407.29.16、	7407.29.34、
	7407.29.38、	7407.29.40、	7407.29.50、	7408.11.30、	7408.11.60、	7408.19.00、
	7408.21.00、	7408.22.10、	7408.22.50、	7408.29.10、	7408.29.50、	7409.11.10、
	7409.11.50、	7409.19.10、	7409.19.50、	7409.19.90、	7409.21.00、	7409.29.00、
	7409.31.10、	7409.31.50、	7409.31.90、	7409.39.10、	7409.39.50、	7409.39.90、
	7409.40.00、	7409.90.10、	7409.90.50、	7409.90.90、	7410.11.00、	7410.12.00、
	7410.21.30、	7410.21.60、	7410.22.00、	7411.10.10、	7411.10.50、	7411.21.10、
	7411.21.50、	7411.22.00、	7411.29.10、	7411.29.50、	7412.10.00、	7412.20.00、
	7413.00.10、	7413.00.50、	7413.00.90、	7415.10.00、	7415.21.00、	7415.29.00、
	7415.33.05、	7415.33.10、	7415.33.80、	7415.39.00、	7418.10.00、	7418.20.10、
	7418.20.50、	7419.20.00、	7419.80.03、	7419.80.06、	7419.80.09、	7419.80.15、
	7419.80.16、	7419.80.17、	7419.80.30、	7419.80.50、	8544.42.10、	8544.42.20、
	8544.42.90、	8544.49.10				

(注) 品目の詳細は各布告の附属書 (Annex) を確認すること。  
 (出所) 米国政府公開資料 (2026年2月19日時点)

## 27 | 木材・製材および木材製品への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2025年9月29日、1962年通商拡大法232条に基づき、**木材・製材および木材製品に対し追加関税を課す**大統領布告を発表。課税対象は木材・製材、カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品、キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品。**なお、日本に対する関税率はMFN税率を含めて15%を上限とする。**
- 追加関税は**10月14日に発動**。また、木材製品の輸入による国家安全保障への脅威への対処で米国と合意した国を除き、一部品目は2027年1月1日に関税率を引き上げ予定（注）。

	対象品目				
	木材・製材	カウチ、ソファ、椅子などの布張りの木材製品		キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品	
発動日	10月14日	10月14日	2027年1月1日（注）	10月14日	2027年1月1日（注）
追加関税率	10%	25%	30%	25%	50%
	<b>英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする。</b>				
HTSコード	4403.11.00、4403.21.01、4403.22.01、4403.23.01、4403.24.01、4403.25.01、4403.26.01、4403.99.01、4406.11.00、4406.91.00、4407.11.00、4407.12.00、4407.13.00、4407.14.00、4407.19.00	9401.61.4011、9401.61.4031、9401.61.6011、9401.61.6031		9403.40.9060、9403.60.8093、9403.91.0080 （注）キッチンキャビネット、洗面化粧台および同部品に該当しない品目は対象外。	

（注）当初は2026年1月1日より関税率が引き上げられる予定だったが、2025年12月31日に発表された**大統領布告**により、引き上げ時期が1年間延期された。  
（出所）米国政府公開資料（2026年2月19日時点）

# 28 | 木材・製材および木材製品への追加関税措置を決定

- 対象品目が木材・製材および木材製品への追加関税と、既に発動済みのほかの関税の両方の対象となる場合は、以下のとおり優先して賦課される関税が示された。
- これまで相互関税の対象外となっていたHTS44類の木材・製材は、相互関税の対象とするよう定められ、232条関税の対象とならない木材・製材および木材製品は、相互関税が賦課される。

## 対象品目が複数の関税の対象になる場合

対象となる関税	優先して賦課される関税
木材・製材および木材製品関税 と 自動車・同部品関税	自動車・同部品関税
木材・製材および木材製品関税 と IEEPAカナダ・メキシコ関税	木材・製材および製品関税
木材・製材および木材製品関税 と 相互関税、IEEPAブラジル・インド関税	木材・製材および製品関税 (注) IEEPAブラジル・インド関税は、相互関税とは累積して賦課される

## そのほかの変更点

- 今回の大統領布告で、相互関税の対象外となっていたHTS44類に分類される木材・製材を、相互関税の対象とするよう定めたため、232条関税の対象とならない木材・製材および木材製品は、原則として相互関税の対象となる。
- 商務長官に対して、木材・製材の輸入を監視し、2026年10月1日までに追加措置の必要性などを大統領に報告することを定めた。また、追加関税の対象品目を拡大するプロセスの確立も指示している。

# 29 | 一部の半導体への追加関税措置を決定

- トランプ大統領は2026年1月14日、1962年通商拡大法232条に基づき、**特定の仕様を満たす一部の半導体に対し25%の追加関税を課す**大統領布告を発表。追加関税は**1月15日に発動**。
- 米国内のデータセンター、公共セクターやスタートアップ企業による使用、修理・交換、研究開発用途、非データセンター向け民生用途を目的とする場合は**関税の対象外**。

## 発表の概要

発動日時	2026年1月15日午前0時1分（米国東部時間）
追加関税率	25%
対象品目	半導体 ただし、下記の仕様に該当する場合のみ（注1） 1. 総処理性能（TPP）が14,000超17,500未満、かつ総DRAM帯域幅が4,500GB/秒超5,000GB/秒未満 2. TPPが20,800超21,100未満、かつ総DRAM帯域幅が5,800GB/秒超6,200GB/秒未満
HTSコード	8471.50、8471.80、8473.30

## 対象外となる使用用途

### いずれも米国内の

- 100メガワット超必要とするAI推論・学習・シミュレーションまたは合成データ生成のためのデータセンターでの使用
- 修理・交換用途
- 研究開発用途（注2）
- ロボティクスや産業機械を含む非データセンター向け民生用途
- ゲーム、コンピュータ、プロフェッショナルビジュアライゼーション、ワークステーション、自動車を含む非データセンター向け民生電子機器用途
- スタートアップ企業（注3）、公共セクターによる使用

## 対象品目が複数の関税の対象になる場合

追加関税の対象となる半導体が他の232条関税（自動車・同部品、中・大型トラック、同部品、鉄鋼・アルミ・銅、木材・製材および木材製品関税）の対象となっている場合、**半導体への追加関税が優先され、それ以外の232条関税は課さない**。また、**国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく相互関税、メキシコ、カナダ、ブラジル、インドへの追加関税も課さない**。

（注1） TPPおよびDRAMの詳細な定義は、附属書参照。（注2） 定義は附属書参照。

（注3） 定義は、合衆国法律集第15編第77条b項a号(19)に基づく。（出所）米国政府公開資料（2026年2月19日時点）

# 30 | 232条で個別品目の輸入に関する調査を相次ぎ開始

- トランプ政権は医薬品、民間航空機・同部品、ポリシリコン、無人航空機システム（UAS）、風力タービン・同部品、個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器、ロボティクス・産業機械に対しても、追加関税の導入に向けて232条に基づく調査を行っている。

## 調査中の品目

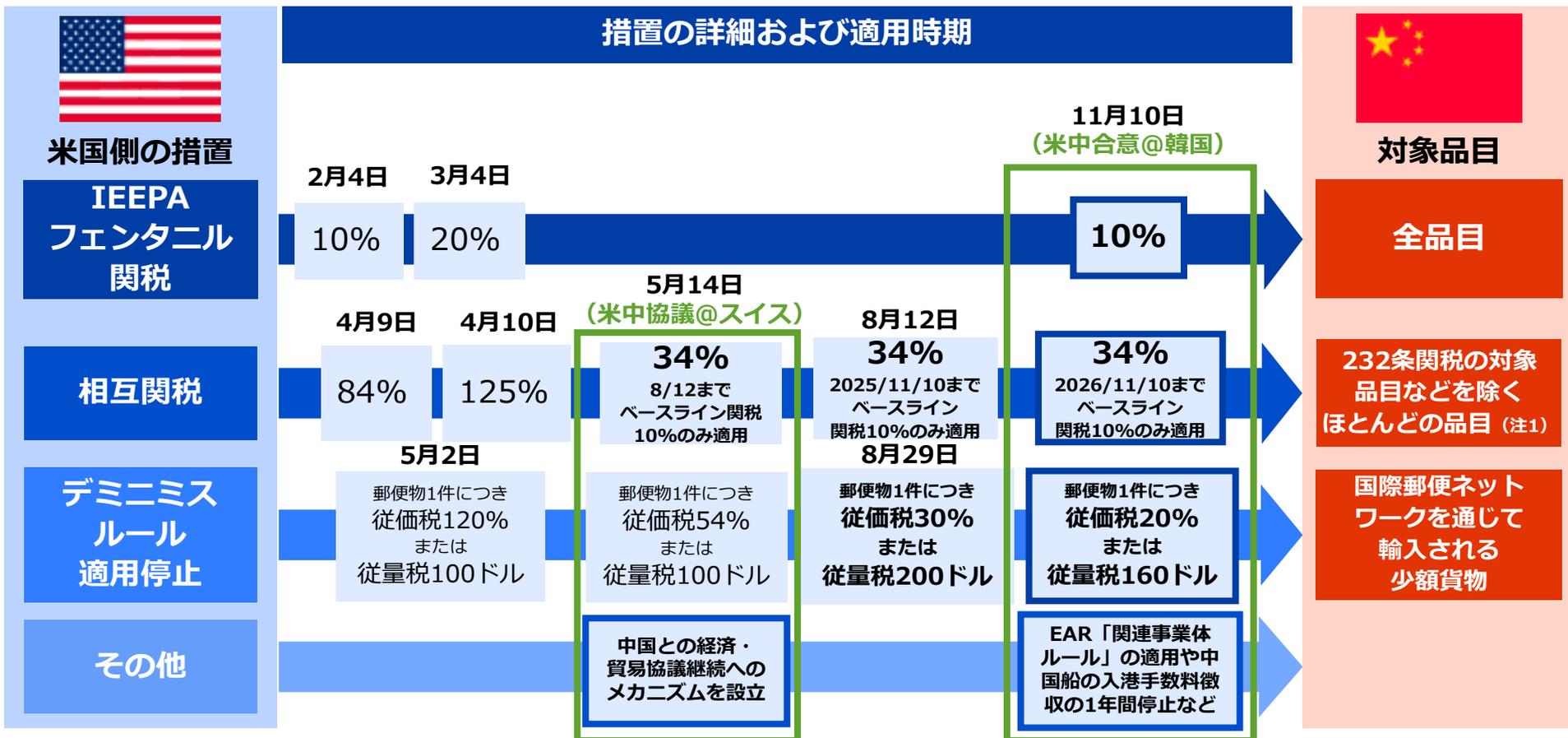
対象品目	調査開始時期	調査対象のスコープ
医薬品	2025年4月	ジェネリック医薬品および非ジェネリック医薬品の完成品、医療対策製品、有効医薬成分や主要出発物質などの重要な投入物、およびそれらの派生製品を含む医薬品、医薬成分およびその派生品
民間航空機・同部品	2025年5月	民間航空機・ジェットエンジンおよびそれら部品
ポリシリコン	2025年7月	ポリシリコンおよびその派生品
無人航空機システム	2025年7月	UASおよび同部品
風力タービン・同部品	2025年8月	風力タービンおよびそれら部品
個人用防護具（PPE）・医療消耗品・医療機器	2025年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人用防護具：医療現場で使用されるマスク、手袋、ガウンなどの個人用保護具</li> <li>医療消耗品：患者の診断、治療、疾患予防に使用される、医療/外科用器具（メス、注射器など）、医療/外科用消耗品（輸液バッグ、カテーテルなど）など単回使用または短期使用の物品</li> <li>医療機器：車いす、松葉づえ、病院用ベッドなど医療現場で患者ケアを支援するために使用される耐久性のある機器、器具、機械、およびペースメーカーや呼吸器、X線装置、MRI装置などの医学的状態の診断、監視、または治療に使用される器具、装置、または機械</li> </ul>
ロボティクス・産業機械	2025年9月	ロボットおよびプログラム可能なコンピューター制御機械システム

(注) 2026年2月19日時点、調査対象のスコープは関税分類番号（HSコード）では示されていない。

(出所) 米国政府公開資料（[医薬品](#)、[民間航空機・同部品](#)、[ポリシリコン](#)、[UAS](#)、[風力タービン・同部品](#)、[PPE](#)・[医療消耗品](#)・[医療機器](#)、[ロボティクス](#)・[産業機械](#)）

# 31 | 対中国関税の概要

- トランプ大統領は中国に対し、フェンタニルの流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づいて、2月4日から10%の追加関税を適用、3月4日に20%に引き上げ。11月10日から、10%へ引き下げ。
- 中国原産品には125%の相互関税と合わせて計145%の追加関税を課していた。5月14日以降、**計180日間の相互関税一部適用停止期間を経て、2026年11月10日まで一部適用停止期間を再延長。**



(注1) 詳細は、8月4日発表のCBPガイドランスを参照。通商拡大法232条に基づき別途関税が賦課される自動車・同部品、鉄鋼・アルミ・銅、232条に基づき関税が今後賦課される可能性がある半導体、医薬品、木材など、およびカナダ・メキシコ原産品（IEEPA関税が賦課されている間）などが対象外。

(注2) 中国原産品の一部品目は1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(出所) 米国政府公開資料などから作成、2026年2月19日時点

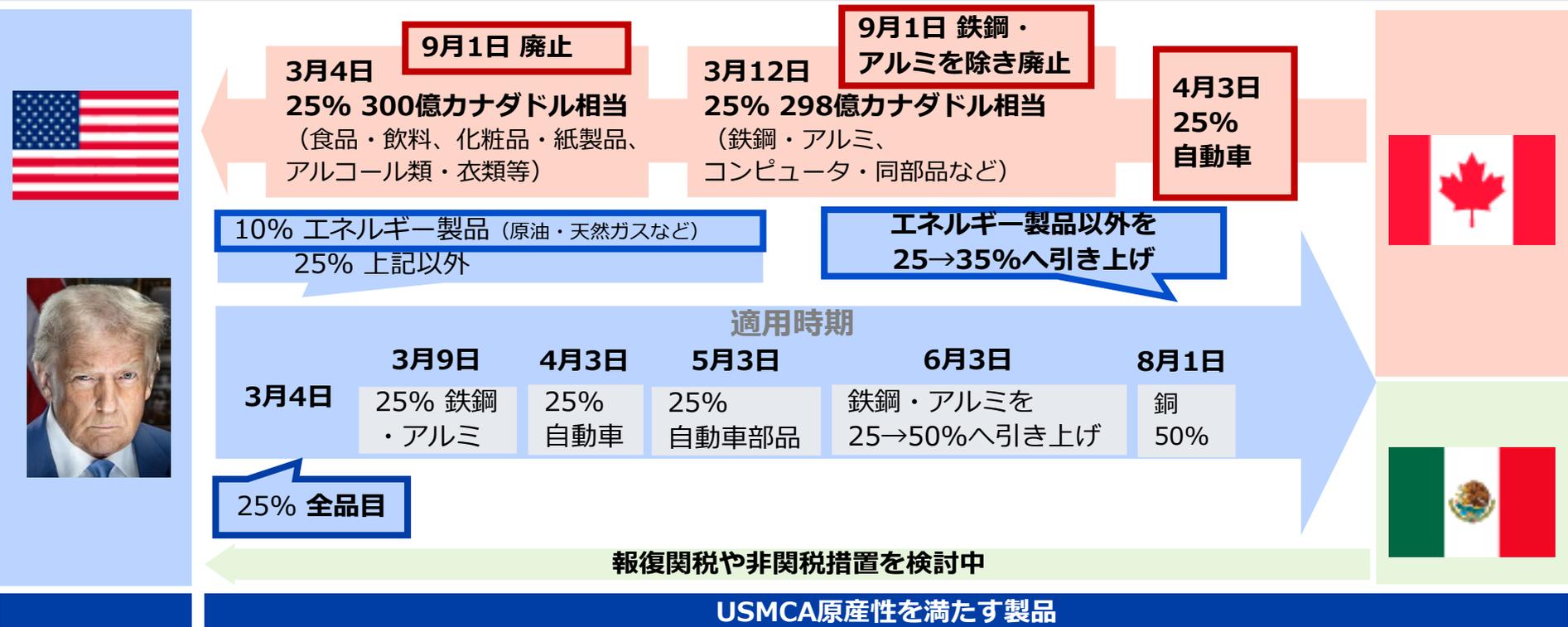
## 32 | 米中合意の概要

- トランプ大統領と中国の習近平国家主席は10月30日に韓国で首脳会談を実施。米国政府は11月1日、関税措置や輸出管理など、両国間の合意内容についてのファクトシートを発表した。

	米国側の主な措置	中国側の主な措置
関税措置関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>• フェンタニルの流入抑制を目的とする追加関税20%のうち、10%分を11月10日から撤廃。</li> <li>• 中国に対する相互関税率34%のうち、ベースライン関税10%のみを適用対象とする期間の、2026年11月10日までの延長。</li> <li>• 11月29日に期限が切れる301条関税の適用除外措置を2026年11月10日まで延長。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 米国へのフェンタニルの流入を阻止するため、北米向け特定指定化学物質の出荷停止とその他の特定化学物質の全世界向け輸出の厳格な管理。</li> <li>• 2025年3月4日以降に発表した全ての報復関税を停止。</li> <li>• 米国からの輸入品に対する関税除外措置の2026年12月31日までの延長。</li> </ul>
輸出管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「関連事業体ルール」の適用を11月10日から1年間停止。 ※関連事業体ルール：輸出管理規則上のエンティティ・リストなどに掲載される事業体が50%以上所有する事業体へとEARの適用範囲を拡大し、輸出管理の対象とするルール。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• レアアース、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、黒鉛（グラファイト）に対する一般輸出許可の発行</li> <li>• 10月9日に発表した、全世界向けの希土類（レアアース）に関する輸出管理と関連措置の停止。</li> <li>• エンドユーザーリスト・信頼できないエンティティ・リストへの米国企業の掲載停止。</li> </ul>
両国船の入港手数料徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中国船の入港に対する手数料徴収を11月10日から1年間停止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 米国船舶への船舶特別港湾料徴収など報復措置撤廃。</li> <li>• 海運事業者に対する制裁の解除。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2025年3月4日以降に米国に対して実施した全ての報復的非関税措置の停止または撤廃。</li> <li>• 半導体サプライチェーンに関する米国企業を対象とした反差別調査やアンチダンピング調査などの終了</li> <li>• 米国産大豆の購入（11月～12月：1,200万トン、2026～2028年：各年少なくとも2,500万トン）。</li> <li>• 米国産ソルガムや広葉樹原木の購入再開。</li> <li>• オランダ系半導体メーカー、ネクスペリアの中国国内施設からの出荷再開。</li> </ul>

# 33 | 対カナダ・メキシコ関税の概要

- トランプ大統領は3月4日、不法移民と違法麻薬対策の不備を理由に、カナダ・メキシコ原産品に対して25%の追加関税を発動。**国際緊急経済権限法 (IEEPA)** が根拠法に。
- 8月1日、カナダ原産品に対する追加関税を35%へ引き上げ。



## 例外措置適用対象

**右記の製品以外 特惠関税 (0%) 対象**

**鉄鋼・アルミ・銅製品**  
USMCA原産性に関わらず鉄鋼・アルミ・銅関税 (50%) の対象

**自動車・同部品**  
自動車・同部品関税 (25%) の対象  
非米国産部分の価格のみへの賦課  
同部品は追加関税適用のプロセスが確立するまで、適用対象外

# 34 | USMCA原産地規則とトランプ関税の適用除外

- トランプ政権の各種関税措置において、数少ない例外措置として米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の活用が挙げられる。
- USMCAの原産地規則を満たした製品は、①メキシコとカナダに対する追加関税の適用除外となる、②自動車・同部品はそのうち非米国産材料価格にのみ追加関税が適用される。

## USMCAの原産地規則

<b>一般的なルール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本的には一般的な自由貿易協定（FTA）と同様に、下記3つのいずれかに基づいて、域内原産品か判断する。</li> <li>① 関税分類変更基準：完成品のHSコードと非原産材料・部品のHSコードが異なれば原産品と認める</li> <li>② 付加価値基準：域内での加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率以上の場合に原産品と認める</li> <li>③ 加工工程基準：協定で定められた製造作業・技術的な加工作業が域内で行われたことをもって原産品と認める</li> </ul>
<b>自動車ルール</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 自動車・同部品については、他のFTAに類を見ないほど厳格な原産地規則を設定。特に完成車は下記4つの要件を全て満たさなければ原産品と認められない。部品も主要なものほど達成基準が厳しく設定されている。</li> <li>① 域内原産割合（RVC）が純費用方式で75%以上</li> <li>② 重要な自動車部品（スーパーコア）が全て原産品</li> <li>③ 完成車メーカー（OEM）が購入する鉄とアルミニウムの7割がUSMCA域内原産材料</li> <li>④ 直接工の賃金（時給）が16ドル以上の地域の付加価値が40%（乗用車・SUV）/45%（ピックアップ）以上</li> </ul> <p>（注）詳細は<a href="#">2019年5月8日付地域・分析レポート</a>参照。</p>

## USMCA原産地規則を満たした製品への例外措置

	<b>カナダ、メキシコ原産品への追加関税</b>		<b>自動車、中・大型トラックおよび同部品への追加関税</b>
<b>原則</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 合成麻薬フェンタニル、不法移民流入を理由に国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき課されている追加関税で、カナダ原産品に原則35%（エネルギー製品のみ10%）、メキシコ原産品に25%課されている。</li> </ul>	<b>原則</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1962年通商拡大法232条に基づき、自動車には4月3日、同部品には5月3日、中・大型トラック（HTSUS8702に分類されるバスなどには10%）には11月1日から25%の追加関税を賦課。カナダ、メキシコ原産品にも適用。</li> </ul>
<b>例外</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ USMCAの原産地規則を満たした場合、特惠関税（基本的に無税）の適用を受けられる。</li> </ul>	<b>例外</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ USMCAの原産地規則を満たした場合、追加関税は非米国産部材の価格にのみ課される。ただし、部品はそのプロセスが確立するまでは製品価格全体への追加関税が不適用（<a href="#">5月2日記事</a>、<a href="#">10月31日記事</a>）。</li> </ul>

# 35 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- 第1次トランプ政権下の2018年7月、1974年通商法301条に基づく対中制裁措置として、中国に対する追加関税を発動。その後、複数回にわたり対象品目の追加および関税率の変更が実施された。一方で、追加関税と併せて、品目別適用除外制度が設けられ、一部品目はその対象となっている（注1）。

## これまでの301条対中関税の発動時期・規模・関税率

発動時期	対象	発動対象の規模（品目・対中輸入額）	関税率
2018年7月	リスト1	818品目・340億ドル相当	25%
2018年8月	リスト2	279品目・160億ドル相当	25%
2018年9月	リスト3	5,745品目・2,000億ドル相当	10%→25% (2019年5月引き上げ)
2019年9月	リスト4A	3,243品目・1,200億ドル相当	15%→7.5% (2020年2月引き下げ)
2024年～26年	戦略分野など	既存の354品目で段階的に引き上げ、 新規の40品目で段階的に発動	25%～100%

## 現在の適用除外対象品目

一部の品目は、適用除外の対象となっている。  
適用除外の有効期限は25年11月29日までと設定されていたが、  
**10月30日の首脳会談を経て26年11月10日まで延長すると発表。**

**機械類、医療機器など  
164品目**  
(対象HTSコード記載官報)

**太陽電池製造装置  
14品目**  
(対象HTSコード記載官報)

(注1) 適用除外の対象品目は、これまで複数回にわたり変更されている。  
(注2) 2026年2月19日時点（出所）米国公開資料など

## 米国通商代表部（USTR） 対中301条対象品目検索データベース

HTSコード8桁ベースで、

- 301条対中関税の対象かどうか
- （対象である場合）その追加関税率が検索できる

# 36 | 301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- バイデン前政権下の2024年の見直しで、対象品目の追加および関税率の引き上げを実施。天然黒鉛・永久磁石、重要鉱物、船舶対陸上クレーン、注射器など40品目が新たに対象に追加。また、鉄鋼・アルミ製品、EV、半導体、太陽電池、バッテリーやフェイスマスクなど戦略分野354品目の関税率が引き上げられた。

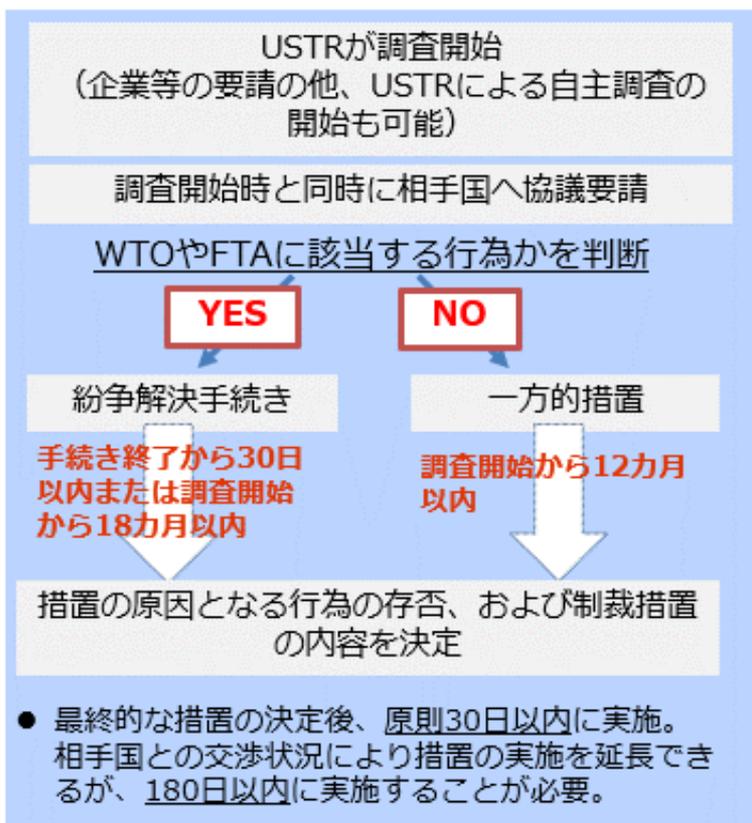
## 2024年の見直しによる関税引き上げ対象品目と引き上げ後の追加関税率、発動時期

品目		見直し前	引き上げ第1段階		引き上げ第2段階		品目数
		301条関税率	関税率	時期	関税率	時期	
鉄鋼・アルミニウム		0~7.5%	25%	2024年9月27日	-	-	321
半導体・関連製品		25%	50%	2025年1月1日	-	-	18
EV		25%	100%	2024年9月27日	-	-	8
バッテリー	EV用リチウムイオンバッテリー	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
バッテリー部品	EV用以外の	7.50%	25%	2026年1月1日	-	-	1
	リチウムイオンバッテリー						
	リチウムイオンバッテリー以外のバッテリー部品	7.50%	25%	2024年9月27日	-	-	1
重要鉱物	天然黒鉛・永久磁石	-	25%	2026年1月1日	-	-	4
	タングステン	-	25%	2025年1月1日	-	-	3
	その他の重要鉱物	-	25%	2024年9月27日	-	-	26
太陽電池		25%	50%	2024年9月27日	-	-	2
港湾クレーン		-	25%	2024年9月27日	-	-	1
医療製品	注射器・注射針	-	100%	2024年9月27日	-	-	2
	フェイスマスク	7.50%	25%	2024年9月27日	50%	2026年1月1日	5
	医療用手袋	7.50%	50%	2025年1月1日	100%	2026年1月1日	1

# 37 | 中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは2025年10月14日から、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港などに追加料金の徴収を開始したが、11月10日より1年間徴収を停止。
- 11月9日から適用された中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

## 301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



(注) 2026年2月19日時点

(出所) USTR公開資料 (措置内容の官報 (4月23日、6月12日)、ビジネス短信 (4月22日)、ビジネス短信 (10月14日)、ビジネス短信 (11月7日))

- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、2025年10月14日より追加料金を徴収を開始したが、10月30日の米中合意に基づき、11月10日より1年間徴収を停止。
- 自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課されるどころ、同様に1年間徴収を停止。
  1. **中国の船主・運航者に対する料金**  
米国港への入港ごとに純トン数 (NT) ベースで課金。  
初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。
  2. **中国製船舶の運航者に対する料金**  
純トン数またはコンテナ数に基づく。  
初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ  
以降3年間で段階的に増額。
  3. **外国製自動車運搬船に対する料金**  
米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。**入港料は1NTあたり46ドル。**
  4. **課金の頻度と場所**  
最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。
- 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても、11月10日より1年間徴収を停止。

# 38 | 大統領に関税を設定できる権限を与える法律など

- 米国では憲法上、通商は原則として連邦議会が所管しているが、一部の関税措置については、過去に成立した法律を基に大統領に権限委譲されている。そのため、条件次第では大統領権限で賦課することが可能。
- 第1次トランプ政権での関税政策は以下の地域・分析レポートを参照。

[トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国） | トランプ新政権の米国を読む - 特集 - 地域・分析レポート](#)

根拠法	内容
1930年関税法338条	特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し最大50%の追加関税を賦課できる。
1962年通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。
1974年通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を150日を限度に賦課できる。
1974年通商法201条	米国国際貿易委員会（USITC）が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置（セーフガード措置）を発動できる。
1974年通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部（USTR）に輸入制限措置を発動する権限を付与。
1974年通商法406条	共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合にセーフガード措置の発動を大統領に認める。上限5年間に加え、3年間を限度に1回の延長が可能。
1974年通商法421条	中国からの特定輸入品に対しセーフガード措置を発動することを大統領に認める。中国のWTO加盟から12年（2013年）で失効。同条項に基づきオバマ大統領が2009年、中国製タイヤの輸入急増に対し発動。
国際緊急経済権限法（IEEPA）	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使する。
ウルグアイ・ラウンド協定法111条	ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において互惠関税の撤廃の対象とされた関税区分に属する物品の関税を変更する権限を大統領は有する。

# 39 | トランプ政権の関税政策の全容 (IEEPA)

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	<a href="#">2月3日</a>
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	<a href="#">3月4日</a>
	カナダ、メキシコの 原産品	3月4日	・ 全品目に25% (カナダ産エネルギー・資源品目は10%)	<a href="#">3月4日</a>
		8月1日	・ カナダ→35%、メキシコ30% (メキシコは90日間延期) に関税が引き上げ	<a href="#">7月11日</a> <a href="#">7月14日</a> <a href="#">8月1日</a>
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定 (USMCA) の原産地規則を満たす商品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	<a href="#">3月7日</a>
	ブラジル原産品	8月6日	・ 既存の関税率に40%を上乗せ (ベースライン関税10%とは別に上乗せ)	<a href="#">8月1日</a>
		11月20日	・ 一部農産品を対象外とする大統領令を11月20日 (米国時間) に発表	<a href="#">11月25日</a>
	インド原産品	8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定 (相互関税25%とは別に上乗せ)	<a href="#">8月7日</a>
	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	4月5日 4月9日 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ</li> <li>・ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ</li> <li>➔4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日～8月12日まで停止。</li> <li>➔7月28～29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。</li> <li>※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外</li> <li>・ 日本との関税交渉が7月22日 (米国時間) に終了、日本は15%に</li> <li>・ EUとの関税交渉合意を踏まえた共同声明が8月21日 (米国時間) に発表</li> <li>・ 相互関税の対象外品目を修正する大統領令を9月5日 (米国時間) に発表</li> <li>・ 米中首脳会談を踏まえた米中合意のファクトシートを11月1日 (米国時間) に発表</li> <li>・ 農産品を相互関税の対象外とする大統領令を11月14日 (米国時間) に発表</li> </ul>	<a href="#">4月3日</a>
				<a href="#">4月9日</a>
				<a href="#">4月9日</a>
				<a href="#">4月10日</a>
				<a href="#">5月14日</a>
				<a href="#">7月8日</a>
<a href="#">7月10日</a>				
<a href="#">7月23日</a>				
<a href="#">7月24日</a>				
<a href="#">7月24日</a>				
<a href="#">7月28日</a>				
<a href="#">7月29日</a>				
<a href="#">7月31日</a>				
<a href="#">8月1日</a>				
<a href="#">8月4日</a>				
<a href="#">8月6日</a>				
<a href="#">8月7日</a>				
<a href="#">8月22日</a>				
<a href="#">9月8日</a>				
<a href="#">9月17日</a>				
<a href="#">11月4日</a>				
<a href="#">11月17日</a>				
ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ。発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	<a href="#">3月25日</a>	

# 40 | トランプ政権の関税政策の全容 (232条・301条)

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	<a href="#">2月17日</a>
			・適用除外を撤廃、対象品目を追加 ※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない	<a href="#">3月12日</a>
				<a href="#">3月17日</a>
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	<a href="#">4月7日</a>
		6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	<a href="#">6月4日</a>
		6月23日	・白物家電を関税対象に追加	<a href="#">6月23日</a>
		8月18日	・約400品目を関税対象に追加	<a href="#">8月19日</a>
	自動車・同部品	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ ※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産部品の価格にのみ追加関税が課される ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除	<a href="#">4月3日</a>
			4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける
	銅	8月1日	・銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	<a href="#">3月14日</a>
				<a href="#">7月11日</a>
				<a href="#">7月31日</a>
				<a href="#">8月4日</a>
	木材・製材および木材製品	10月14日	・木材・製材および木材製品に対して10月14日以降、追加関税率を10-25%にする ※英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする 大統領布告（12月31日付）により、一部品目の関税引き上げ時期を2027年1月1日に延期	<a href="#">3月14日</a>
				<a href="#">10月1日</a> <a href="#">2026年1月6日</a>
	半導体、医薬品	2026年1月15日 (半導体)	・一部の半導体に対して2026年1月15日以降、追加関税率を25%にする	<a href="#">4月15日</a> <a href="#">2026年1月15日</a>
	重要鉱物	関税発動 なし	・調査の結果、追加関税の賦課はなし。輸入量調整に向けた貿易相手国との協定の交渉を推進。	<a href="#">4月16日</a> <a href="#">2026年2月19日</a>
	中・大型トラック	11月1日	・中・大型トラックに対して11月1日以降、追加関税率を25%にする (HTSUS8702に分類されるバスなどは10%)	<a href="#">4月24日</a> <a href="#">10月21日</a>
民間航空機・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">5月12日</a>	
ポリシリコン・無人航空機システム	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">7月16日</a>	
風力タービン・同部品	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">8月22日</a>	
ロボット・産業機械、 個人用防護具（PPE）・医療機器	—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	<a href="#">9月26日</a>	
1974年通商法 301条	ブラジル輸入品	—	・301条による調査をUSTRIに指示、調査中	<a href="#">7月17日</a>
	中国をはじめとする 海事・物流・造船分野	10月14日	・中国製船舶の米国港湾入港に10月14日以降、追加料金を徴収（自動車運搬船は中国に限定しない） ・中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税率を11月9日以降、100%に引き上げ	<a href="#">4月22日</a>
		11月9日		<a href="#">10月14日</a>
ニカラグア輸入品	2027年 1月1日	・301条調査を完了、2027年1月から10%、2028年1月から15%の301条関税を発動	<a href="#">10月22日</a> <a href="#">12月12日</a>	

(出所) 米国政府公開資料、2026年2月19日時点。

## 参考リンク集

- [米国関税措置に伴う日本企業相談窓口の拡大について](#)  
→無料でのご相談に対応致します
- [第2次トランプ政権の動向 | 米国 - 北米 - 国・地域別に見る - ジェトロ](#)  
→米国発のみでなく、各国の反応の短信記事も掲載
- [特集：米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）を取り巻く環境 | 国・地域別に見る - ジェトロ](#)  
→北米3カ国間の貿易投資情報や、自動車サプライチェーンに関する基礎情報も掲載
- [World Tariff](#)  
→日本国内居住者であればジェトロ経由で無料で利用可能。タイムラグはあるが、追加関税も反映された関税率の検索が可能。
- [米国ホワイトハウス](#)  
→米国政府発の公式な発表
- [米国通商代表部（USTR）対中301条対象品目検索データベース](#)  
→HTSコード8桁で、対象かどうか、対象である場合の追加関税率が検索可能
- [米国国際貿易委員会（USITC）関税率検索データベース](#)  
→HTSコードや品目名で米国の関税率が検索可能

## 日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 米州課

## 米国関税措置等に伴う日本企業相談窓口

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

★ご相談は無料です★

世界の  
ビジネス関連情報  
を毎日掲載！

閲覧無料

『ビジネス短信』  
はこちら



<https://www.jetro.go.jp/biznews/>

北米無料  
メールマガジン  
『North American  
News Briefs』

毎日配信！

新規登録はこちら



<https://www.jetro.go.jp/mail/list/northamericannewsbriefs.html>

### ■ ご注意

本資料は情報提供を目的に2026年2月19日時点の情報を基に作成したものです。ジェトロは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否はおお客様のご判断で行ってください。また、万一不利益を被る事態が生じてもジェトロは責任を負うことができませんのでご了承ください。

※最新情報は、米国政府の発表資料を参照してください